

令和2年八郎潟町議会9月定例会 会議録

第1日目 令和2年9月10日(木)

議長 村井 剛 おはようございます。

ただいまの出席議員は1名欠員の11名であります。

定足数に達しておりますので、八郎潟町議会9月定例会は成立いたしました。

これより9月定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。3番 伊藤敦朗君、4番 三戸留吉君を指名いたします。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 柳田裕平君の報告を求めます。

議会運営委員長 柳田裕平 おはようございます。私から、9月定例会の日程・運営等について審議いたしました、当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告いたします。

去る8月27日、午前10時から第一委員会室において、当局より総務課長が出席し、9月定例会の日程について、9月3日、午後1時30分から第一委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し提出議案等について審議いたしました。

また、翌4日、午前9時30分から第一委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し、新庁舎の工事請負契約の締結についてを初日に追加案件として上程し、本会議で審議いただきたいとの申し出があり、議案第54号 工事請負契約の締結について、を日程に追加し審議することに決定いたしました。

今回の定例会の議案等は、条例の一部改正議案が2件、令和2年度補正予算議案5件特別会計への繰り入れ議案が1件、決算認定が6件、報告2件、陳情が3件、選挙議案が1件、契約議案が1件であります。また、一般質問者は6名となっております。

今定例会の日程は、初日が教育民生常任委員長の互選、町長の行政報告、議案等の上程、提案理由の説明・質疑についてなどを行い、各常任委員会に付託することといたします。

なお、追加日程第1、議案第54号 工事請負契約の締結について、は本日の本会議で議題とし、討論・採決を行います。

2日目は、一般質問を行い、終わり次第、各常任委員会に入ってください。

最終日は、午後3時から、各常任委員会に付託された議案等について、委員長報告のあと、討論・採決を行います。

今定例会は、決算認定の審議に時間を要することから、本日から9月18日までの9日間で行うことにいたしました。

よろしくご理解を賜り、ご協力くださいますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 村井 剛 今定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から18日までの9日間と決定し、追加日程第1、議案第54号 工事請負契約の締結について、を本日の議題とし討論・採決を行うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります次に、日程第3、教育民生常任委員長の互選について、を上程いたします。

八郎潟町議会委員会条例第8条第2項の規定により、正副委員長は委員会において互選することとなっております。

これより教育民生常任委員会を第一委員会室で開いていただきます。

暫時休憩します。

(休 憩)

(教育民生常任委員会開催)

(再 開)

議長 村井 剛 会議を再開いたします。
教育民生常任委員長に、石井清人君が互選されましたので、ご報告いたします。
次に、日程第4、議長の諸般報告に入ります。

この報告は、令和2年6月定例会最終日より本定例会までの報告事項について印刷し

皆様のお手元に配布しております。その報告書をもって、議長の諸般報告にかえさせていただきます。そのように取り計らってご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認めます。
日程第5、これより、町長の行政報告を求めます。

町長 畠山菊夫 (町長の行政報告 別紙のとおり)

議長 村井 剛 これより、町長の行政報告に対する質疑を行います。
確認の意味で申し上げますが、行政報告以外に対する質問、並びに11日の一般質問と重複する質問は、控えてくださるよう、また、一人一問程度で簡潔にお願いいたします。質問のある方は挙手してください。はい、1番 小柳議員。

1番 小柳 聡 5ページの中小企業事業継続支援金の、133件に対して128件ということでの5件の対象外があったと思うんですけども、この5件に対する内容を例えば売り上げだけで対象外だった、とかという例を教えてください。

議長 村井 剛 はい、千田産業課長。

産業課長 千田宏美 小柳議員のご質問にお答えいたします。まず、売り上げが前年度に比べて20%未満の減少ということで、まず該当なりませんでした。これが1社です。
それから年間の売り上げが120万円未満ということ、これが2社です。後は申請書は提出されたんですけども、確定申告書を出していなかったというのが2社、計5社でございます。以上です。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。はい、8番 村井議員。

8番 村井 昇 8番 村井です。6ページの7月17日に懲戒免職した町民課長補佐に対し、町の損害額を請求するということですが、この件について請求する金額がもし分かりましたら教えてもらいたいと思います。

議長 村井 剛 ただ今の質問は、明日の一般質問とも重なりますので、出来るだけ考慮しながらもし答える内容があるとすれば、ないということで明日の一般質問にありますので、どうぞこの質問についてはひとつご遠慮願いたいと思います。

8番 村井 昇 はい、分かりました。一ついいですか。それから7ページにあります。29日の火災に対しましてお見舞い申し上げます。また、亡くなられた2名の方に対しましてはお悔やみ申し上げたいと思います。
この件につきまして、出火から鎮火するまで2時間位の時間がかかっておりますが、私も見たところ火災が発生してから、なかなか火が収まらなかったような気がします。
この件に対しまして、防火用水、消火栓などの数が十分であったのでしょうか。
また、団員が少ない分団の消防車の出動も、私がお家にいて聞いておりましたら、だいぶ火災がこの町のサイレンが鳴ってから、かなりの時間がかかったような気がします。
これに対しましては、町の方ではどのように考えておるのでしょうか。教えてください。

議長 村井 剛 はい、小柳町民課長。

町民課長 小柳鉄秀 29日の火災につきましてですけども、お答えいたします。
消火栓の分につきましては、密集した場所でありましたので、ホース等をつなぎ合わせて一生懸命やっておりましたが、延焼が大きく時間を要したものでございます。
消防団の件ですけれども、それにつきましては火災発生時に消防署のサイレンの方が鳴っておりましたけれども、町の火災の時のサイレンが鳴らなかったということが大きく左右していると思いますので、この後につきましては消防署と町民課の方で協議していきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

議長 村井 剛 はい、よろしいでしょうか。他にありますでしょうか。11番 伊藤議員。

11番 伊藤秋雄 今回の質問に関連してちょっと質問いたします。二人の方が亡くなられておりますが、まず防災無線が鳴らなかったということも大きな原因だと私は思っております。

それから、以前に大雪で屋根の雪下ろしで亡くなられた方がおります。それで町では見舞金をやっておりますが、今回二人が亡くなっておりますが、そういう方に見舞金をやるのか考えておるのかないのか、そこら辺ちょっとお伺いしたいと思います。

議長 村井 剛 小柳町民課長。

町民課長 小柳鉄秀 ただ今の質問にお答えしたいと思います。実際、見舞金の給付につきましては、火元のところには見舞金は行かないことになっておりますのでご了承願いたいと思います。
ただし、部分焼4件ございますので、そちらの方へはこの後見舞金として交付したいと思っております。

11番 伊藤秋雄 今、見舞金がないという答えでしたが、これは町の条例で謳われておりますか。

議長 村井 剛 小柳町民課長。

町民課長 小柳鉄秀 これにつきましては、見舞金の要綱の内規というものがあまして、それに基づいて行っております。
ただし、火元のところには社会福祉協議会の関係の方から行っているかと思っております。
以上です。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。はい、6番 北嶋議員。

6番 北嶋賢子 3ページの関係紙の南秋地域公共交通関係について、お尋ねしたいと思います。
一周年になるということで、2日間だけ無料デーを作るということですがけれども、全国的には無料のコミュニティバスが走っている所が結構あります。
そういう考えはないものでしょうか。

議長 村井 剛 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 ただ今のご質問でございますが、南秋地域公共交通3町村で、まずは始めております。この3町村のマイタウンバスを無料ということは、他の自治体の関係もありますので、今のところそういった議論はなされておられません。
あと町単独としてやるかどうかということにつきましては、財政面のこともかなり大きく左右いたしますし、今後の検討課題となろうかと思っております。

議長 村井 剛 はい、よろしいでしょうか。他にありますでしょうか。はい、10番 金議員。

10番 金一義 4ページですけども、日本郵便株式会社との包括連携とあって、それで新たに経済活性化に向けた地方創生の取り組みを追加したとありますけども、これはどういう考えのものを指しておるのか、これを詳しくお知らせ願いたいと思います。

議長 村井 剛 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 すいません。ただ今のご質問でございますが、具体的にはもうすでに打合せもしておるんですけども、ふるさと納税の関係で日本郵政の方からご提案がございました。
一度打合せはしてございますけども、こちらの日本郵政のご提案に対しての意見を伺ったばかりでございます。
それから他の具体的なことと申しますと、その地域特産品について日本郵政様が持っているノウハウ、それを活かさないかと言ったご提案とかについても話を伺っております。
あと、ふるさと小包便のご提案とかもなされております。という感じでよろしいでしょうか。

10番 金一義 ただ今の回答だとここにありますような文言で、経済活性化に向けた地方創生の取り組みを追加とございます。だから地方創生、経済活性化というのはこれは要するに日本郵政さんからの提案だということで、町の方の考え方がどうなってこのお話に与したのかそこら辺を聞きたくて、我が町ではじゃあどういう形のものを想定されておるのか、ということで聞いている訳であります。

議長 村井 剛 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 具体的な町のものについては、今後でございます。日本郵政様がどのようなものを提案して、それがうちの方でどう活かせるかといったものについては、これから検討して参りたいと思っております。

議長 村井 剛 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 枝豆のゆうパック便、これを毎年JA湖東さんと協同でやっております。それについては、農家の生産意欲や経済の活性化にもつながっております。それでふるさと納税の品物を増やしながら、日本郵便がやっている事業、これに上乗せしながら何か商品開発しながら、そういうものに乗せて行くことが出来ないか、ということも検討しながら、今後そういうところに向かって行くような話し合いもしております。そういうことで経済活性化につなげて行こうという趣旨で、このような文言を使っております。以上でございます。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、これにて町長の行政報告に対する質問を終わります。次に、日程第6、議案第46号から日程第13、議案第53号までの議案8件を各常任委員会に付託する関係で一括上程したいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。議事日程については、配布している日程表のとおりであります。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案及び承認の概要について、ご説明申し上げます。

始めに、会議日程資料の6ページをご覧ください。
議案第46号 八郎潟町手数料条例の一部を改正する条例について
行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、通知カードが廃止されたことにより、再交付手数料を廃止する必要があるほか、住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民票の除票及び戸籍の附票の除票が規定されたことにより、これらの証明および写しの交付手数料の額を明記する必要があるため改正するものでございます。
主な内容は、個人番号通知カードの再交付手数料の額を削除したこと、住民票の除票、戸籍の附票の除票に関する証明交付手数料の額を定めたことであります。
なお、本条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の八郎潟町手数料条例の規定については、令和2年5月25日から適用することとしております。

次に、9ページをご覧ください。
議案第47号 八郎潟町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
八郎潟町消防団員の条例定数は85人ですが、令和2年8月1日現在の消防団員数は68人と乖離していることから、地域の実情等を鑑み、定数を改正するものです。
内容は、条例定数を85人から75人に改めるものであります。
なお、本条例は、令和2年10月1日から施行することとしております。

次に、補正予算関係についてご説明申し上げます。予算書をご覧ください。
議案第48号 令和2年度八郎潟町一般会計補正予算(第6号)について
1ページ、歳入歳出に、それぞれ1億8,826万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億1,961万3千円としております。
8・9ページ、歳入の主なものは、地方特例交付金に285万8千円を追加しております。これは、交付額の確定によるものであります。
国庫支出金、総務費国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億5,192万8千円を追加しております。
これは、国の第二次補正予算の成立に伴い、事業継続や雇用維持等への対応分、新しい

生活様式を踏まえた地域経済の活性化等への対応分として交付されたものであります。
教育費国庫補助金には、公立学校情報機器整備費補助金など総額1,708万1千円を追加しております。これは、児童・生徒用タブレット端末の導入など小中学校のICT環境整備に係るものであります。

10・11ページ、県支出金の施設型給付費地方単独費用補助金387万3千円の追加は、八郎潟たいようこども園の新施に伴い、地方単独費用の2分の1を県が補助するものであります。

繰入金介護保険特別会計繰入金368万6千円の追加につきましては、令和元年度給付費などの実績による精算分であります。

前年度繰越金には、546万7千円を追加しております。

諸収入、雑入の農地耕作条件改善事業農業者負担金338万9千円の減額は、農地の区画拡大、暗渠排水整備について、事業対象農家すべてが自力で施工することとなったためであります。

12・13ページ、町債の臨時財政対策債を541万円追加しております。これは、発行可能額の確定によるものであります。

14・15ページ、歳出の主なもの、総務費の財産管理費に町有緑地樹木剪定等業務委託料142万8千円を追加しております。これは、真坂宇鳥屋崎地内の樹木について、町内会からの要望により伐採及び剪定するものであります。

16・17ページ、衛生費の予防費には、消耗品費、機械器具費を合わせて総額181万円を追加しております。これは、感染予防に係る体温検知器等の購入経費であります。

18・19ページ、農林水産業費、農業振興費の農地耕作条件改善事業委託料251万円の追加、工事請負費590万円の減額は、農地の区画拡大、暗渠排水整備について、事業対象農家のすべてが自力での施工となったことによる予算の組み替えであります。

農村環境改善センター改修事業費には、空調設備更新工事設計監理業務委託料304万4千円、同更新工事6,086万9千円を追加しております。これは、竣工から27年が経過した、農村環境改善センター冷房設備について、大規模改修をするものであります。

商工費には、地域商品券交付金5,667万円をはじめ総額で6,047万7千円を追加しております。これは、町内事業所に使用を限定した地域商品券発行に係るもので、1人あたり1万円の地域商品券をすべての町民へ交付するものであります。

20・21ページ、土木費、除雪対策費の車借上料143万3千円の追加は、除雪委託業者所有の除雪車の減により、町が除雪車1台をリースするものであります。

公共下水道費には、公共下水道事業特別会計繰出金1,254万9千円を追加しております。

22・23ページ、消防費、災害対策費の消耗品費242万4千円の追加は、新型コロナウイルス感染拡大防止に必要な避難所物資の購入に係るものであります。

教育費、学校ICT環境整備事業費には、機械器具費2,474万5千円をはじめ総額で3,964万4千円を追加しております。これは、小中学校の校内LAN配線工事、児童・生徒用のタブレット端末導入など、小中学校のICT環境整備に係るものであります。

以上が一般会計補正予算（第6号）の概要であります。

議案第49号 令和2年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

29ページ、歳入歳出に、それぞれ997万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億7,906万円としております。

36・37ページ、歳入は、前年度繰越金に997万4千円を追加しております。

38・39ページ、歳出の主なもの、一般被保険者医療給付費分に437万3千円を追加しております。これは、納付金額の確定によるものであります。

諸支出金、国庫県費負担金償還金635万5千円の追加は、秋田県国民健康保険団体連合会における高額医療費共同事業負担金の算定誤りによる返還金等であります。

以上が国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

続きまして、もう一度会議日程資料の11ページをご覧ください。

議案第50号 令和2年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れについて

一般会計から公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、地方財政法第6条の規定により議会の議決を求めるものであります。

もう一度、予算書をご覧ください。

議案第51号 令和2年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

41ページ、歳入歳出に、それぞれ1,633万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3

億1,916万1千円としております。

48・49ページ、歳入は、一般会計繰入金に1,254万9千円を、前年度繰越金に378万1千円をそれぞれ追加しております。

50・51ページ、歳出は、消費税及び地方消費税に1,633万円を追加しております。これは、平成30年度消費税及び地方消費税の修正申告に伴い、不足分を追加したものであります。

以上が公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

議案第52号 令和2年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

53ページ、保険事業勘定の歳入歳出に、それぞれ1,442万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億1,801万2千円、介護サービス事業勘定の歳入歳出に、それぞれ35万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を418万4千円としております。

60・61ページ、歳入は、介護サービス事業勘定繰入金に35万3千円を、前年度繰越金に1,407万5千円をそれぞれ追加しております。

62・63ページ、歳出は、給付費の増加を見込み保険給付費の地域密着型介護予防サービス給付費に160万円を追加しております。

諸支出金には総額914万1千円を追加しております。これは、令和元年度給付費の実績による精算分で、国・県及び社会保険診療報酬支払基金への償還金であります。

一般会計繰出金368万7千円につきましても、令和元年度給付費の実績による精算分であります。

以上が介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

議案第53号 令和2年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第2号）について

75ページ、収益的支出に、153万7千円を追加し、総額を1億4,902万円、76ページ、資本的支出に64万3千円を追加し、総額を1億2,091万4千円としております。

78・79ページ、収益的支出の配水及び給水費に水道台帳システム作成業務委託料148万4千円を追加し、資本的支出の配水施設整備費には、生活基盤施設耐震化等交付金事業委託料64万3千円を追加しております。

以上が上水道特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長 村井 剛

これより、議案に対する質疑を行います。

始めに、日程第6、議案第46号 八郎潟町手数料条例の一部を改正する条例についての、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、5番 石井議員。

5番 石井清人

5番 石井です。これ私の所属するところの委員会の付託案ですけれども、敢えて聞きますけれども、この第1条の14条を削除したのは、マイナンバーカードの廃止ということであります。

これ14条を削除して、そしてまた14条に附票の証明、除票の証明が追加された訳ですね14条に、一つ廃止して一つ追加して、そこで分かるんだけども附則の第1条でこの条例の適用は公布の日からあるんだけども、第1条の廃止、マイナンバーカードの再発行の手数料の廃止は、5月25日に遡って廃止するんだけども、ただそうすれば除票の証明これがもしたぶんなかったと思うんだけども、もし出たとすればこれも遡って適用するように、条例を作らなければならなかったのではないかと、第1条の廃止について遡って適用するとあるんだけども、第2条の14条、附票の追加も遡って適用するようにしなければならなかったのではないかなと思うんだけども、そこどうですか。

議長 村井 剛

小柳町民課長。

町民課長 小柳鉄秀

今のご質問についてお答えいたします。令和2年5月25日から適用するということにしておりますが、これにつきましては、石井議員から質問がありましたとおり、1件もなかったということでございましたので、このとおり適用して行きたいと考えております。

5番 石井清人

たぶんなかったと私も想像するんだけども、実際なかったんだけどもその条例作るに当たっては、やっぱりこれも遡ってやるというのが正しいのではないかなという気がします。

いずれまた、これ私の所属する委員会に付託されてますから、委員会るとき議論します。私そういう感想です。終わります。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、議案第46号についての質疑を終わります。
次に、日程第7、議案第47号 八郎潟町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、の質疑を行います。質疑ありませんか。

議長 村井 剛 4番 三戸議員。

4番 三戸留吉 4番。いま条例定数の削減のところ、本当に私も消防団の経験からして、大変だなと思っております。私が消防団に入った頃は144名でした。
それがいま75となればほぼ半分です。これやっぱり大火を防ぐためには、これ以上減らすということは、私は本当に大変だと思います。
ただ、やっぱり確かに今の若い人達が感心無いと言えばこれまで、語弊ある訳ですが私方はやっぱり町のためにという気持ちがあったんですが、なかなか今は勤めの関係、いろいろな関係で若い人方はその気にならない、これ非常に残念でございます。
そのためにも是非やっぱり毎月の広報でも、目立つところに消防団の募集の案内するとか、やっぱりいろんな面でやっていかなければ、ただやっぱり75人にして75人出火のとき全部出れるかと言えば出れないですよ。減らせば減らすほど人数足りないですよ。
これを継続して職員採用の時には是非一つやっぱり消防団に入るような、そういう面接方法というか、条件付きでやっていかなければやっぱり役場職員が増えることによって、初期対応が出来る、そして団員が集まってくれば戻って仕事出来る、これやっぱり私、職員の採用の時には是非一つ消防団員に勧誘していただきたいと思っております。
あとこれ以上、確かに人数いけば無駄な経費になる訳ですが、これ以上下げるということは、私にとっては町の安全・安心のためには決して良いものではないと思っておりますので、是非一つその募集方法についていろいろ工夫してやっていただければ有難いです。
よろしくをお願いします。

議長 村井 剛 特にありますか、要望みたいな感じですけども。小柳町民課長。

町民課長 小柳鉄秀 いまのご質問にお答えしたいと思います。いずれ85から75と人数削減される訳ですけども、いま言われたとおり何らかの形で募集に努めて行きたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

4番 三戸留吉 議長もう一つ。もし、それ以上また定員に満たない、いろんなことであつたら、いまやっぱり機能別消防団ということも前提に、3ヶ所か4ヶ所の地域にあると思ひます。
その点も含めて、まだ消防のOBの人方も60、70の元気な人方がおりますし、そういう面で機能別消防団ということも、一つこれから考えていただければ有難いと思ひます。

議長 村井 剛 要望という風なことで、そのように取り計らいたいと思ひます。
他にありますでしょうか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようでありますので、議案第47号についての質疑を終わります。
次に、日程第8、議案第48号 令和2年度八郎潟町一般会計補正予算(第6号)について、の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようでありますので、議案第48号についての質疑を終わります。
次に、日程第9、議案第49号 令和2年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。議案第49号についての質疑を終わります。
次に、日程第10、議案第50号 令和2年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

- 議長 村井 剛 ないようでありますので、議案第50号についての質疑を終わります。
次に、日程第11、議案第51号 令和2年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、の質疑を行います。質疑ありませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長 村井 剛 質疑なしと認めます。議案第51号についての質疑を終わります。
次に、日程第12、議案第52号 令和2年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、の質疑を行います。質疑ありませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長 村井 剛 質疑なしと認めます。議案第52号についての質疑を終わります。
次に、日程第13、議案第53号 令和2年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第2号）について、の質疑を行います。質疑ありませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長 村井 剛 質疑なしと認めます。議案第53号についての質疑を終わります。
ただ今から、各会計の決算認定の議案を上程いたしますので、渡邊代表監査委員から出席していただきます。
暫時休憩いたします。
（ 休 憩 ）
（渡邊代表監査委員着席）
（ 再 開 ）
- 議長 村井 剛 会議を再開いたします。
ただいまから、各会計の決算認定の議案を上程いたします。
日程第14、認定第1号から日程第19 認定第6号までの6議案を各常任委員会に付託する関係上、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長 村井 剛 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
提案理由の説明を求めます。畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 各会計決算について、ご説明申し上げます。
常任委員会で充分ご審議されることと思っておりますので、ここでは主な項目についてご説明いたします。

認定第1号 令和元年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。
決算書144ページをご覧ください。実質収支に関する調書、歳入総額が37億9,120万7千円、歳出総額が35億5,172万7千円、歳入歳出差引額は2億3,948万円であります。
そのうち1,563万7千円が翌年度への繰越財源であり、実質収支額は2億2,384万3千円となっております。
2・3ページをご覧ください。歳入の概要については、町の自主財源であります町税が総額4億7,052万9,024円で、前年度比0.4%、およそ185万円の減額となっております。調定額に対する収納率については、95.1%と前年度比0.4%の増となっております。
地方消費税交付金は、1億15万8千円で、前年度比6.3%、およそ677万円の減額となっております。
主要財源の地方交付税は、16億687万5千円で、前年度比3.3%、およそ5,081万円の増額となっております。
これは、過疎対策事業債の元利償還金が基準財政需要額に算入されたことなどにより、普通交付税が前年度比1.8%、およそ2,413万円の増額、特別交付税についても緊急防災・減災事業単独分の増などにより前年度比13.2%、およそ2,669万円の増額となったことによるものであります。
4・5ページ、国庫支出金は、3億3,554万8,160円で前年度比12.0%、およそ3,605万円の増額となっております。
これは、昨年10月からの幼児教育の無償化に係る保育所運営負担金およそ570万

円の増額、公営住宅整備に係る地域住宅交付金およそ2,255万円の増額などによるものであります。

県支出金は、1億9,850万8,537円で、前年度比2.0%、およそ388万円の増額となっており、繰越金は2億2,773万2,382円で、前年度比1.7%、およそ403万円の減額となっております。

町債は、3億8,701万4千円で、前年度比11.7%、およそ5,126万円の減額となっております。主な内訳については、42・43ページをご覧ください。

総務債については、新庁舎建設実施設計業務に公共施設等適正管理推進事業債3,180万円を、農林水産業債では、基幹水利施設ストックマネジメント事業などに過疎対策事業債3,379万6千円を、44・45ページ、教育債では中学校校舎改修事業などに過疎対策事業債2億2,180万円を、普通交付税の代替財源であります臨時財政対策債は6,711万8千円をそれぞれ借り入れております。

次の歳出の概要については、別紙の性質別歳出の状況をご覧ください。

義務的経費であります人件費、扶助費、公債費は総額で12億2,338万2千円と、前年度比2.7%、3,266万円の増額となっております。

これは、学校給食調理場整備事業、基幹水利施設ストックマネジメント事業や小型動力ポンプ付軽積載車導入事業など、平成30年度に借り入れた過疎対策事業債、緊急防災・減災事業債の償還開始などにより、公債費が3億5,050万9千円と前年度比13.2%、4,092万1千円増額となったことなどが影響したものであります。

投資的経費であります普通建設事業費については、7億9,136万7千円となっており、公営住宅整備事業の本体工事の開始、中学校校舎改修事業、新庁舎建設実施設計業務などにより、前年度比46.3%、2億5,052万2千円の増額となっております。

物件費、補助費等、積立金、貸付金、繰出金などのその他の経費は、総額で15億2,265万5千円となっており、前年度比1%、1,567万円の減額となっております。

次に実施事業の概要についてご説明申し上げます。

まず、新庁舎建設事業については、3月末で実施設計業務を終了し、令和4年5月の新庁舎開庁に向け準備を進めているところであります。

継続事業の公営住宅整備事業については、1棟2戸建ての住宅4棟を整備しております。社会資本整備総合交付金事業では、町道の道路改良事業など社会資本整備に取り組んでおります。

消防関係では、老朽化している防災行政無線の固定系デジタル整備について改良工事を実施し、防災力の向上を図っております。

教育関係では、小中併設校関連事業として中学校校舎の大規模改修、遊具及び駐輪場を整備しております。これら決算数値による各項目の比率等については、経常収支比率が94.1%で前年度比1.8%の増であり、公債費率は8.5%で前年度比1.4%の増となっております。

また、地方債の同意基準を定めたもので、過去3年間の平均数値である実質公債比率は10.9%で、前年度比0.8%の増となっております。

以上が一般会計歳入歳出決算の概要であります。

認定第2号 令和元年度八郎潟町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

172ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額が7億8,229万7千円、歳出総額が6億1,041万2千円、実質収支額は1億7,188万5千円となっております。

146・147ページ、歳入の概要については、国民健康保険税が1億1,182万2,354円で、前年度比5.1%、およそ600万円の減額となっております。調定額に対する収納率については、84.2%と前年度比1.6%の増となっております。

県支出金につきましては、歳出に見合った額が収入されております。

また、一般会計からの繰入金である他会計繰入金は、前年度とほぼ同額の4,794万3,920円となっております。

次に、歳出の概要ですが、148・149ページ、保険給付費では、療養諸費が3億8,895万926円で、前年度比で6.7%、およそ2,786万円減少し、保険給付費の総額でも前年度比6.4%、およそ3,016万円減額の4億4,396万6,489円となっております。

また、国民健康保険事業費納付金については、総額で1億3,297万5,721円となっております。

以上が国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。

認定第3号 令和元年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

188ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額が7,764万1千円、歳出総額が7,713万8千円、実質収支額は50万3千円となっております。

歳入の概要については、174・175ページ、後期高齢者医療保険料が5,170万3,700円で、前年度比11.8%、およそ547万円の増額となっております。

調定額に対する収納率は、99.4%と前年度と同率となっております。

また、一般会計繰入金は、2,523万8,854円で、前年度比4.9%、およそ129万円の減額となっております。

次に、歳出の概要ですが、176・177ページ、総務費が186万4,961円、後期高齢者医療広域連合納付金が7,459万5,954円で、前年度比6.0%、およそ420万円の増額となっております。

以上が後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要であります。

認定第4号 令和元年度八郎潟町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

202ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額が3億494万7千円、歳出総額が3億113万3千円、歳入歳出差引額は381万4千円であります。

そのうち3万2千円が翌年度への繰越財源であり、実質収支額は378万2千円となっております。

歳入の概要については、190・191ページ、使用料は、7,846万2,559円で前年度比0.5%、およそ43万円の増額となっております。調定額に対する収納率については、92.9%で前年度比0.1%の増となっております。

一般会計からの繰入金は、1億4,377万7千円で、前年度比9.1%、およそ1,436万円の減額となっております。

町債では、秋田湾・雄物川流域下水道事業債及び建設利息償還債として、総額7千万1千円を借り入れしております。

次に、歳出の概要ですが、198・199ページ、県が事業主体となっている秋田湾・雄物川流域下水道事業では632万6千円を、下水道維持管理費では、総額で6,063万3,447円を、200・201ページ、公債費では、総額で2億2,921万791円をそれぞれ支出しております。

以上が公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要であります。

認定第5号 令和元年度八郎潟町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

はじめに保険事業勘定についてですが、238ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額が9億2,997万1千円、歳出総額が9億890万2千円、実質収支額は2,106万9千円となっております。

歳入の概要については、204・205ページ、介護保険料は、1億7,297万2,830円で、前年度比1.7%、およそ305万円の減額となっております。調定額に対する収納率は、98.5%で前年度比0.3%の減となっております。

また、国庫支出金や支払基金交付金などにつきましては、歳出に見合った額が収入されており、一般会計繰入金は、1億3,457万5千円で、前年度比5.1%、およそ653万円の増額となっております。

歳出の概要については、206・207ページ、総務費は、総額で1,184万9,750円を、保険給付費では、介護サービス等諸費の7億4,990万3,427円をはじめ総額で8億4,500万3,255円をそれぞれ支出しております。

次に、介護サービス事業勘定についてですが、246ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額が407万8千円、歳出総額が372万4千円、実質収支額は35万4千円となっております。

240・241ページ、歳入は、介護予防給付費収入が407万7,820円、歳出は、保険事業勘定への繰出金が372万4千円となっております。

以上が介護保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。

認定第6号 令和元年度八郎潟町上水道特別会計決算認定について

決算の概要をご説明申し上げます。

254ページ、損益計算書をご覧ください。令和元年度の当年度純利益は、前年度比およそ1,325万円減額の746万7,531円で、当年度未処理分利益剰余金は、1億2,618万6,253円となっております。

261ページ、収益費用明細書の収入の部、水道事業収益では、給水収益が1億4,144万1,590円と、前年度比1.4%、およそ200万円の減額となっております。

262ページ、支出の部の水道事業費用総額は、1億4,158万8,295円となっており、そのうち営業費用が1億3,475万2,038円と、前年度比10.8%、およそ1,312万円の増額となっております。

263ページ、営業外費用では企業債利息が640万4,441円と、前年度比11.9%、およそ86万円の減額となっております。

264ページ、資本的費用明細書の収入の部、資本的収入では、一般会計出資金653万円、国庫補助金1,306万1千円をそれぞれ収入しております。

また、企業債では主に生活基盤施設耐震化等交付金事業の送水管布設替事業分として2,840万円を借り入れしており、総額で4,863万5,760円となっております。支出の部の資本的支出としては、収入の部でもご説明いたしました主に送水管布設替事業分として配水施設整備費に総額5,601万9,460円を、企業債償還金では、2,283万1,199円を支出しており、総額で7,985万4,854円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、252ページの下段に記載のとおり、消費税及び地方消費税並びに損益勘定保留資金で補てんしております。

以上が、上水道特別会計決算の概要であります。

令和元年度各会計決算の概要をご説明申し上げます。よろしくご審議のうえ、認定いただきますようお願い申し上げます。

議長 村井 剛 次に、監査委員による監査の報告を求めます。はい、渡邊代表監査委員。

代表監査委員 渡邊 優 (監査委員の意見書により監査報告の説明)

議長 村井 剛 それではここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。
(休 憩)
(再 開)

議長 村井 剛 それでは午前中に引き続き、再開いたします。
これより、議案に対する質疑を行います。
始めに、日程第14、認定第1号 令和元年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定について、の質疑を行います。質疑ありませんか。はい、6番 北嶋議員。

6番 北嶋賢子 すみません。この令和元年度決算の12ページの林業関係、林業関係で水と緑の森づくり税関係事業ということで、この行事に親子で60人参加したことになってます。これに参加されてどういうことをやったのかこれが一つと、あともう一つは17ページの災害復旧費のことなんですが、高岳山の麓に砂防ダムが出来ています。これは大雨が降ってもう大変だということで、事業したんですけれども、見に行こうとしたら、まだ完成じゃないからだめだと言われました。そして去年も工事した跡がないので、これはこのまま中途半端なのかどうか、建設課の方からお願いします。この二点です。

議長 村井 剛 そうすれば、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 これは木育教室の関係で、去年は木で小さいお子さん、ようするに未就学児ですけれども、木を使って動物を作っております。3種類、4種類位ですか、ライオンとかキリンとかそれからペンギンさん、そういった物を作った事業です。
あとは砂防ダムに関しましては、あれは県の事業ですのでこちらにはちょっとまだ連絡はきておりません。以上です。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。認定第1号についての質疑を終わります。
次に、日程第15、認定第2号 令和元年度八郎潟町国民健康保険特別会計歳入歳出
決算認定について、の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。認定第2号についての質疑を終わります。
次に、日程第16、認定第3号 令和元年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算認定について、の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。認定第3号についての質疑を終わります。
次に、日程第17、認定第4号 令和元年度八郎潟町公共下水道事業特別会計歳入歳
出決算認定について、の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。認定第4号についての質疑を終わります。
次に、日程第18、認定第5号 令和元年度八郎潟町介護保険特別会計歳入歳出決算
認定について、の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。認定第5号についての質疑を終わります。
次に、日程第19、認定第6号 令和元年度八郎潟町上水道特別会計決算認定につい
て、の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。認定第6号についての質疑を終わります。
これにて、認定議案に対する質疑を終わります。
ここで、渡邊代表監査委員より退席していただきます。大変ご苦勞様でした。
暫時休憩いたします。
(休 憩)
(渡邊代表監査委員退席)
(再 開)

議長 村井 剛 会議を再開いたします。
次に、日程第20、報告第3号 令和元年度八郎潟町一般会計等財政健全化審査及び
令和元年度八郎潟町水道事業会計経営審査について、を上程いたします。
提案者の報告を求めます。畠山町長。

町長 畠山菊夫 会議日程資料の18ページをご覧ください。

報告第3号 令和元年度八郎潟町一般会計等財政健全化審査及び令和元年度八郎潟町水道事業会
計経営審査について
財政健全化法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別添の「令和元年度八
郎潟町財政健全化及び経営健全化審査意見書」を付けて、健全化判断比率及び資金不足
比率を議会へ報告いたします。

議長 村井 剛 報告第3号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。報告第3号についての質疑を終わります。
次に、日程第21、報告第4号 令和元年度八郎潟町一般会計継続費精算報告書につ
いて、を上程いたします。
提出者の報告を求めます。畠山町長。

町長 畠山菊夫 会議日程資料の19ページをご覧ください。

報告第4号 令和元年度八郎潟町一般会計継続費精算報告書について
中学校校舎改修事業に係る令和元年度八郎潟町一般会計継続費精算報告書を別添のと
おり調製したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告いたします。

議長 村井 剛 報告第4号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。報告第4号についての質疑を終わります。
次に、日程第22、陳情について、を上程いたします。
お手元に配布しております陳情は、3件であります。
提出された議案等並びに陳情について、皆様に配布いたしました、議案等付託表及び
陳情文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託することに、ご異議ございません
でしょうか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認め、各常任委員会に付託することといたします。
次に、追加日程第1、議案第54号 工事請負契約の締結について、を議題といたしま
す。
提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 追加議案の概要について、ご説明申し上げます。

議案第54号 工事請負契約の締結について

八郎瀧町役場新庁舎建設工事について、令和2年9月3日執行の入札の結果、大森建
設株式会社が落札し、12億8,150万円で仮契約を締結しております。
工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号、議会の議決に付す
べき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求
めるものでございます。
よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 村井 剛 これより、議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。5番 石井議員。

5番 石井清人 5番 石井です。参考までにお聞きしたいのですが、この大森建設さんはどんな建設実
績があるのか、ちょっと教えていただければ有難いです。

議長 村井 剛 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 ただ今のご質問ですが、最近では平成27年、能代市庁舎整備事業新庁舎建設工事
8億7,986万円、次に大きいのが平成27年、4月着工これは某株式会社の組み立て
工場新築工事3億7,940万円、それから平成28年8月着工、能代厚生医療センター
改修工事5億6,070万円、それから同じく平成28年8月、ホテルミナミ改築工事4
億6,851万8千円などでございます。

議長 村井 剛 よろしいでしょうか。他にありますでしょうか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。
追加日程第1、議案第54号 工事請負契約の締結について、原案どおり決すること
に、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって、議案第54号は原案通り可決されました。
事務局長から、委員会室を報告させます。

事務局長 相澤重則 第1委員会室で、教育民生常任委員会、第2委員会室で、総務産業常任委員会を開催
していただきます。

議長 村井 剛 これより、各常任委員会を開いていただきます。
明日は午前10時より本会議を開きます。
本日の会議はこれをもって散会いたします。大変ご苦勞様でした。

(閉会 午後1時43分)

令和2年八郎潟町議会9月定例会 会議録

第2日目 令和2年9月11日(金)

- 議長 村井 剛 おはようございます。
ただいまの出席議員は欠員1名の11名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会9月定例会は成立いたしました。
これより、本日の会議を開きます。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長各課課長、会計管理者であります。
日程第1、これより、一般質問を行います。最初に1番 小柳聡君の一般質問を行います。1番 小柳議員。
- 1番 小柳 聡 1番の小柳です。今回が14回目の一般質問となりますが、初のトップバッターを務めさせていただきます。
トップバッターということもあり、一言述べさせていただきたいのですが、まずは、このたびの町長選におかれましては4選を果たされたことに対してお祝い申し上げます。
改めておめでとうございます。今後4年間、町の発展のために先頭に立って道しるべとなっただけ、より良い方向への導きをお願いしたいと思っております。
そのためにも我々は任期こそ残り5ヶ月位となりましたが、是々非々の立場で切磋琢磨し、お互いに今後も頑張っ参りたいと思っております。
さて、質問に入っ参ります。8月18日付けの秋田魁新聞で町長選を前に「地域の課題」というタイトルで当町の話が掲載されておりました。色々な切り口で取り上げられておりましたが、もちろんこれらは突発的に出てきた課題ではなく、慢性的な課題であると認識しております。
町長選を終えて、今新たに再出発するそのタイミングですので、課題をどのように認識し、今後どのような展望で解決に向けて舵を切っ行くのか、というところを議論できればと思っております。
まずは、空き家対策や起業支援の話題から踏み込んで行きたいと思っております。
私自身、空き家バンクの整備が移住・定住政策と完全に一致するものだとは考えておりませんが、やはりまずは空き家登録戸数を増やさなければ、そのベースが出来ないものと考えます。
1軒が登録されその物件がすぐに成約に至ったという事実を考えれば、登録数を増やすことで新規需要を取り込める確立も上がるものと考えます。
所有者が売買や賃貸に消極的だと新聞ではありましたが、実際にどこまでアプローチが出来ているのかというところをお伺いしたいと思います。
空き家所有者の多くは町外に住んでいると思われそうですが、町内に居住している方でも空き家を所有しているケースもあるのではないかと推察しております。
その実態を把握しているかも含め、現状の課題と今後の展望をお聞きしたいと思います。
- 議長 村井 剛 畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 小柳議員のご質問にお答えいたします。
空き家の実態調査は平成29年度に行い、191戸の空き家が報告されました。
この中には危険空き家も含まれますが、産業課では空き家バンクの登録目的から比較的優良な物件の中から、所有者と連絡がとれた3戸に空き家バンクの登録についてご案内しましたが、現在登録はされていない状況です。
このほか、空き家バンク登録についての問い合わせがあつた方に、登録のご案内をいたしました。が、応募はありませんでした。
そこで、今年度から空き家バンクの利活用を促進するため、町の宅地建物取引業者2社と空き家バンクの相談に関する協定を結びました。さらには、空き家バンクに登録して賃貸や売買が成約したときに所有者へ交付する空き家バンク活用促進奨励金事業も行っておりますので、民間と協力した施策に期待をしているところでございます。
- 1番 小柳 聡 まず今ちょっとお伺いしたところで、問い合わせがあつたけども空き家バンクに登録に至っていないという件がございました。
これはちなみに、数字的にはどの位のものなのでしょうか。
- 町長 畠山菊夫 先程言いましたとおり、3戸でございます。

1 番 小柳 聡 このたびの 9 月補正で利用促進報奨金というところ、予算措置をされていると思えますけども、これはたぶん今おっしゃられた民間業者の 2 社というところに、繋がるものなのか、そういうところちょっともう一回お伺いしたいと思えます。

議長 村井 剛 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 宅地建物取引業者の方の紹介で、1 軒成約させていただいております。

1 番 小柳 聡 すいません、今ちょっと聞き方が、今回の 9 月補正で利用促進報奨金というものが約 13 万位盛り込まれておりましたけども、これはいわゆるその宅地業者の方の 2 社と連携するような中身のものでしょうか。

産業課長 千田浩美 この奨励金に関しましては、あくまでも空き家バンクが成約したときに、所有者に対して支払われるものでございます。

1 番 小柳 聡 はい、有難うございます。確認出来ました。
それでは、起業支援の方に進んでいきたいと思うんですけども、商店街も 5 年、10 年後を見据えたときに後継者がいないというお店もある程度存在しますし、空き店舗も増えてくるのが容易に推測できます。
この現状を条例などの支援策が今起業者を呼び込める魅力的なものなのかということも含め、商店街の活性化に向けて課題の認識と今後の展望を伺いたいと思えます。

町長 畠山菊夫 現在、町の元気を商店街から発信しようと、色々な施策を進めております。
新たな起業家を呼び込めるかということについては、町の店舗は半住宅の店舗が多いことや、無人の空き店舗も老朽化が進んでいるものが多く、リフォームに多額の経費がかかるなど、起業家にとってはハードルが高いと思っております。
しかしながら、空き家バンク事業とからめて貸し手と借り手のマッチングについてあらゆる角度から対応していく必要があると考えております。

1 番 小柳 聡 そうですね、一応私もやっぱり住民が店舗にいらっしゃるというケースももちろんございますし、空き店舗に老朽化が進んだ空き店舗というのは、なかなか利活用が難しいのかなというのも勿論ベースとして考えられると思えます。
そこでまず、空き地、例えば商店街であった店舗跡というようなところの空き地を有効活用するという考えはあるものかどうか、そこを伺いたいと思えます。

町長 畠山菊夫 空き地となると、その空き家というイメージが無くなってしまいますので、その辺はちょっと難しい訳ですけども、借り手がどのような考えなのか、それを聞いてみないとなかなか話が前に進んで行かない訳で、その対応も十分していかなければと思っております。

1 番 小柳 聡 それでは最後ちょっと、例えば新規でお店を八郎潟でやりたい、何か挑戦したいという方がいらっしゃるときに、空き店舗というくくりでなくてもいいと思うんですけどもどういった声や手を挙げていただいたときに、どのようなアプローチが空き店舗以外にあるのか、というところをちょっと考え一つだけ、よければお聞かせ願えればと思えます。

町長 畠山菊夫 その方が何をお店でやりたいのか、それがもう大事な話であってそれを聞かないとなかなか話が前に進んで行かない訳で、アプローチがあればもうあらゆる角度で対応しては行きたいと思っております。

1 番 小柳 聡 はい、有難うございます。一応そういうあらゆる角度で、というところで手を挙げていただいた方には、ご相談に乗っていただけるところも確認出来ました。
それでは基幹産業である農業に関しては、一部で枝豆や大豆への転作が進んだものの特色が打ち出せてないと新聞紙上でありました。転作を推し進めて稼ぐ農業にしていくということは、頭ではわかっているもいざという時に二の足を踏むという農家の皆さんの実情も理解できないものではありません。
まずは、集落ビジョンを策定して集落営農のような組織作りの可能性を探っていくことも個人的には農家の所得向上に繋がっていくものと考えますけども、農業に対する現状の課題認識と今後に向けた展望を伺いたいと思えます。

町長 畠山菊夫 現時点での一番の課題は後継者問題と認識しています。議員の言われる集落営農のような組織づくりの可能性ですが、現在ある集落営農の組織も高齢化が進み組織の運営もかなり厳しいところも見受けられます。

しかし、先般、ある農家の後継者の方から、今後、親の後をついで農業を行う予定でありますけども、親世代の農業従事者間の交流はあっても、子世代の交流はないので若手農業従事者間の情報交換を目的とした団体を作りたいとの相談があり、これに伴い1回目の交流会が実際開かれております。

町には認定農業者連絡協議会がございますが、若手だけの集まりというものがありませんでしたので、今後の展開には期待しているところでございます。

1番 小柳 聡 今まさに高齢化問題と町長おっしゃられたことは、私はちょっとそこは把握してございますけども、今、農業を実際にやっている方々はたぶんおそらく60代、70代、70代の下の世代がどの程度我々20、30、40というところの世代は把握出来ているんですけども、70代の方々の下のいわゆる50代の前後のゾーンというのはどの位いらっしゃるのかというところは把握されているものでしょうか。

議長 村井 剛 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 すいません。今ちょっと手元にその資料ありませんので、後でお知らせいたします。

1番 小柳 聡 では、先程おっしゃっていただいた若手のメンバーの皆様に期待したいと思っておりますので、まずこれは次に進みたいと思います。

旧小学校校舎の利活用の話題もインタビュー記事の中で拝見しました。民間と連携を進め活用したいとございましたけども、まず、利活用に向けた進捗はあるのかということと、交渉にあたりどのような条件があるのか、求めるのかということをお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 空き校舎については、以前は大手のコールセンター、この会社が駐車場の確保が出来ることや、保育園、認定こども園が近いことなどから条件は非常に良かったんですけども、業務スペースを確保するための改修工事、これには多額の費用が要するというところで、断念に至った経緯がございます。

IT関連企業も同じようなことは言えるのではないかと思います、インタビューでは一次産業振興に向けて利活用を考えたい、というようなことは言いました。

1番 小柳 聡 今、改修費用で断念というところは伺いました。そのために一次産業への使用を促すことで、多分いわゆる改修費用というところが、なるべくかからないような形にするというところなのではないかなと推測しましたがけれども、まず条件によっては改修費用などについては、交渉の余地があるのかということ、ちょっとお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 それは当然あります。それからまた優遇措置、それもありますのでこれは示して企業側には伝えております。

1番 小柳 聡 有難うございます。それではちょっと考え方として、小学校の校舎というのはまずゾーンが沢山あるんですけども、沢山の企業に使用していただきたいのかということか、一つの企業若しくは限りなく少ない企業に分けたいという考え方の二つがあるとすればどちらの方が考え方として適当でしょうか。

町長 畠山菊夫 一次産業向けに使用するとなると、もう一つの例えばやる気のある農家の皆さんを対象に、色々これ考え方あるんですけども、今の段階では来年度に向けて国の地方創生事業に計画プランを示して、認可をいただきながら事業を進めて行きたいという考えはございます。

1番 小柳 聡 1社とか複数とかそういうところはまだ、というところがございますね。はい、分かりました。じゃあ個人的には私は複数社、5社といったところがいいかなと思うんですけども、その位が私は適当なのではないかなと考えております。

いずれその老朽化もございますので、あんまり増やしてもその先がちょっと大変かなと思いますけども、そこをちょっともう一回位僕の考えに対しての。

町長 畠山菊夫 議員言われる5社というのは、どういう関係の会社なのかわかりませんが、一次産業に関して施策をやりたいということで、先程も言いましたとおり、来年度に向けて計画プランを国の方に挙げて、それで事業を進める考えではあります。

1番 小柳 聡 5社というのは参考までの数字というところでした。
それでは次の話題に入って参りたいと思います。若者の地域参画を増やす政策を、対策をというところではありますけども、この質問の趣旨としては、若者に対して積極的かつ柔軟に行政・社会参加を促し、地域で活躍する場を増やし、その若者達の意見や声を町政に活かしていきたいといったものであります。
私自身も町議選へ挑戦する際にも若い世代の声を拾い上げ、それを町政に反映させたいという想いがありましたし、ある意味でこの度の質問は私が一般質問を通して伝えることは責任でもあると考えております。
若い世代の人にとって八郎潟町に誇りを持ち、大人になった時に八郎潟町に住み続けたいと思える環境をつくるには、何が必要でしょうか。若者たちの声が地域や町政に反映されることにより、若者たちの住みやすさの向上が図られるとともに、その環境を自分たちが作り上げたという誇りの醸成に繋がり、それを親の世代の皆さんが「この町で自分たちの子供にもこのような体験をさせたい」という循環を作ることが重要だと考えます。
八郎潟町は県内を見回しても、若者が活躍している町であると私自身は認識しております。沢山の団体があれど、その分かりやすい代表例はプロジェクト8であろうかと思えます。
この数ヶ月だけでも新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点で願人踊りや一日市盆踊りといった町のビックイベント、先程述べたプロジェクト8が企画していた一夜市を含め町のイベントの多くが中止を余儀なくされました。
ただ、ここで簡単に引き下がらないのが、今の八郎潟町の若者たちです。何もない夏にしたくない、と町民の力で町民や地域のために花火を打ち上げる動きが出来ました。
私自身もスタッフの一人として協力しましたが、沢山の住民の理解や協力があったからこそ想像を上回る打ち上げ花火にすることが出来たと感じております。
ここで感じたのが、牽引する若者達が導火線を作ることが出来るならば、そこには大きな爆発力を生み出すことが出来るのではないかと、いうところではあります。
今現在の私自身の感覚としては、まちづくりに熱心なグループはある、そしてそれを応援しようという人達もいる、こういう図式までは出来ていると認識しております。
ただ、角度を変えて見てみると、頑張っている人間は限定される傾向にあり、バランスとしては偏ったものであると認識しております。
今回の質問を通してそういった応援の立場であった関係者を、少しでも多く当事者へ増やす仕組みを提案して参りたいと思います。一般的に行政用語では若者というよりは青少年というフレーズが使われることは認識しており、今回私が言う若者とは、20歳から40歳位までを意図し、婚姻の有無は問いません。
まずは実例として、若者の町政への関心度を量る目安としてお聞きいたします。
この度の町長選への年代別投票率をお伺いしたいと思います。

議長 村井 剛 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 選挙管理委員会書記長の立場からご答弁致します。
資料をお配りしておりますが、20代から40代にかけ、ほぼ全ての年齢に於いて平均投票率を下回っております。
このことから、議員が言われる若者については、投票率は低かったということになります。期日前投票率は前回より5.8%増の51.3%でしたが、投票日当日では10.0%減の20.5%でした。
投票率が4年前と比べ低下した原因ですが、午後からの天候の悪さもあったとは思いますが、湖畔時報社の9月3日の記事に現職・新人の選挙戦を振り返ったコメントが掲載されており、それを読みますと、一言でいうと選挙争点をはっきりせず選挙に対する関心が薄かったことが一番の原因と考えております。

1番 小柳 聡 今、20代から40代が低かったというところは、確かに伺いました。
まず、昨日資料頂いているのであれなんですけども、10代はおそらく60%以上の投票率があったと思いますが、10代から20代、40代というところといたら、完全に10代の方が多いというところは間違いはないということで。

総務課長 小野良幸 18歳が一番多かったように資料は示しております。初めての選挙であり、家族の

方からも促されて来たのではないかなと思っております。

1 番 小柳 聡 有難うございます。まずは一応指数として。これはちょっと後半でも触れるんですけども、町政を意識する人が世代の中でどの位の割合を示すのかというところにも、リンクしているものと考えております。これは後半またちょっと触れます。
今年の7月末の住基を用いて世代別人口を確認いたしました。我が町の人口構成を見ると、20代は300人、40代は615人、60代に至っては1,072人、そして70代から緩やかに減少に転ずることが読み取れました。
各世代と比較しても若者の総数が少ないということは目に見える形となりました。
また、今の20代の世代に限っては、2年前にもお伝えしましたが、5歳毎の階級で20代前半よりも、20代後半の方が人数が少ないというイレギュラーがこの世代でのみ発生しておりました。
一般的に今までは30歳を迎える前に、多くの方は地元に住んでいるか、他に移るかという判断をするタイミングを迎えていると思います。
ただ、もしかしたらこのコロナ禍において今後は社会人口動向にも変化が見られるかもしれません。今年は首都圏への就職を希望する学生が減って、県内企業の就職ガイダンスが例年以上に活況だったこと、また首都圏からの転出が初めて転入を上回るなど地方回帰の流れが出始めているようです。
こういった流れを無駄にすることなく若者が活躍しやすい町づくりを推進していただきたいと考えておりますが、まずは現状として若者を対象とした政策は八郎潟町としてどのようなものがあるか、というところをお伺いしたいと思っております。

町長 畠山菊夫 特に若者に特化した政策はございませんが、議員ご承知のとおりプロジェクト8主催のイベント実行委員会に対し補助金を交付しております。そしてまた申請があれば自治総合センターコミュニティ助成金の活用にもつなげております。

1 番 小柳 聡 有難うございます。ある程度予想出来た答えでした。それでは若い世代に対して当局がどの位頼っているかというところを簡単に探らせていただきたいと思っておりますけども、町の今後を占う各種審議会等に於いて、若者の登用率というのはあるのか、というところをちょっとお伺いしたいと思っております。

町長 畠山菊夫 町では様々な審議会がございますが、経常的な審議会における若者の登用はありません。しかしながら、審議を頂く個々の事案にあっては、必然的に意見を求める場面があった場合は、積極的に登用を図って参りたいと思っております。

1 番 小柳 聡 これは実は是非こういった流れを増やしていただきたいというのが、私の思うところでございます。まずはちょっと関連して一点だけ教育長にもお伺いしますけども、先月の教育振興大会ではコミュニティスクールの講演会がありました。
私自身とても興味深く拝聴させていただきました。来年度から当町でもコミュニティスクールが動き出す予定であると認識しております。おそらくその中で小学校・中学校のPTA会長などもその運営協議会委員に属するものと推測しておりますが、その他に若い世代の登用等を考えているか、というところをお伺いしたいと思っております。

議長 村井 剛 江島教育長。

教育長 江島廣 小柳議員のご質問にお答えいたします。
まだお願いする委員は確定しておりませんが、主に学校にかかわりの深い団体の中から、年齢のバランスも考えてとりあえず初年度は、10名程度での組織が会議を運用しやすいのではと思っております。
構想としては、プロジェクト8からも誰かお願いしたいと考えております。11月に開催を予定している総合教育会議にも案を諮りたいので、教育委員会としては学校とも相談しながら、11月上旬までには委員の選任案を詰める予定としております。

1 番 小柳 聡 今、想像以上にプロジェクト8からも一人、若い世代から一人考えていただいているというところもお伺いしました。実は我々親世代でも当時の教育と今の教育環境とを比較した場合、やはり変化は感じます。
保護者目線として考える世代はもちろんあってしかるべきで、それに加えて学生の気持ちにより理解出来る若い人材を、入れていただきたいという旨の発言でしたけども、プロジェクト8からも一人ということで、若い人材も活用していただけたというところは、確認しましたので、こういった流れを町の審議会等においても積極的に活用してい

ただきたいと思うんですけど、ここに関して当局のご意見ありましたらお願いします。

議長 村井 剛 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 各課で様々な審議会ございまして、このご意見を伺う場面場面が目的が違うと思います。それぞれのご意見を伺う際に、若者と言われておりますそういった方々もご意見を伺う場合もあろうかと思っておりますので、そこら辺は考えて参りたいと思います。

1番 小柳 聡 是非そういった審議会等にも登用を増やしていくことを、考えてもらいたいと思います。若者にとっては教育が終わってしまうと、結婚・子育て、ここまで中々町政に関心を持つきっかけが少ないとい、先程の10代の投票率、20代、30代の投票率もあれば現実としてあると考えます。

それに加え、昨今の晩婚化の傾向もあり、町政や地域社会に参加する若者というのは必然的にマイノリティになる傾向があります。そこで、私から提唱したいのが若者会議なるものの開催です。

この若者会議というものは、全国的にも先行事例はたくさんございますけども、私はあくまでも八郎潟町らしい若者会議を模索し、創り上げていければと考えております。

町づくりのキーワードをテーマに講演会やワークショップ形式でもいいですし、町政を考える若者がそのテーマで意見を出し合える環境を作ることが出来ればと考えております。

プロジェクト8のみならず、メビウスや商工会青年部等、今現在はそれぞれで活躍している団体がございます。団体が個人レベルで仲間を紹介して広げても良いですし、それぞれの団体や個人のソーシャルネットワークサービスで広く呼びかけしても良いでしょう。大事なことは既存の枠組みからの脱却です。

そのためには今までは地域イベントや事業の関係者や応援者という立場だった人を、少しずつ当事者にしていくような方向に持っていければと思います。難しい会にするのではなく、ハードルは出来るだけ低くし、懇親会等も開催しても良いでしょう。交流をするのも良いと思います。雰囲気や和んできたら社会貢献活動、これは消防団や交通指導隊等についても、募集の告知タイムを設けても面白いと思います。

例えば、団員募集という一文を広報で目にするのと、そういった環境で団員を募集していますと、直接呼びかけをされる場合は、私は明らかに後者の方が説得力があると考えます。

こういった場に参加することで、若者が自分にあった社会貢献の形を見つけ出せる可能性が広がります。主体は地域団体でも行政でも構いませんが、ある程度の自由度や裁量のある予算を設けて、試験的にでも実施してほしいと考えますけども、今の指摘を踏まえて伺います。

来年度、若者会議の実施に向けて検討いただけないか、というところをちょっとお伺いしたいと思います。

議長 村井 剛 江島教育長。

教育長 江島廣 私からご質問にお答えいたします。何年か前の議会での一般質問の中に、公民館事業として、この町の社会教育いわゆる生涯学習を考えると、多くの団体はあるが、団員の高齢化が進み、引き継いでいく方がいない、この先どうなっていくのかと憂慮する質問で、方策はないものかと問われたことがございました。

その時点での答弁は、生涯学習奨励員さんなどの方々からご尽力をいただきながら、若い方々への啓発を深めていくとお答えしております。

現在八郎潟町には、議員が言われるように、町の活性化やその他の目的で立ち上がった実行委員会などの団体がいくつか存在し、精力的な活動をなさっております。

議員の意図するところは、そんな団体の中で活動している若い力、夢を追って知恵とエネルギーを結集させて、八郎潟町の将来につながってくれば、という思いだと受け止めております。

町としても大いに応援していきたいと思いますが、議員の提言である若者会議の実施を行政側で管轄・指導する担当課が必要かどうか、また補助金をどうするかについては、今後の検討課題ととらえております。以上でございます。

1番 小柳 聡 教育長確認だと思っておりませんでした。有難うございました。これは行政側の立場として、私はまず主体は地域団体でもいいと思っておりますけども、仮にやると、地域団体の方が主催になる場合に町にこういったことをやりたいと言うところで、要望を出してもまずそこは応じていただけるものではないでしょうか。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 プロジェクト8やメビウスそれから商工会青年部、この皆さんの活動は私は未来創造団体だと思っております。メンバーには役場職員もいますし、議員言われる若者会議がどのような会議なのかちょっと私も分からなくて、これが今教育長もちょっと言いましたが行政指導でやるのであれば、これはちょっといかなものかなと思っております。予算を付けていただけたかどうかについても、どの予算が必要なのかしっかりそういうものも提示していただかなければ、なかなかどのような会議にしたいのか、ちょっと議員言われる質問だけではよく私達も把握出来ませんので、むしろその参者の中でもその会議を開くのであれば、いつでも私は皆さんの力で開けると思っております。そういうことを分かっていたきたいと思います。ご支援はして参ります、今まで通り。

1番 小柳 聡 そうですね、個人的には我々は地域団体としては活動している中で、そういった周りから応援していただける方をどんどん取り込んで、そういう人を増やしていこうという向きでございました。若者会議という形にはこだわりませんが、町政に若い世代が今後もどんどん参画出来る仕組みを今後一緒に考えていただきたいと思います。と言うところで質問は終わらせていただきたいと思います。有難うございました。

議長 村井 剛 これにて、1番 小柳聡君の一般質問を終わります。次に、2番 柳田裕平君の一般質問を行います。はい、2番 柳田議員。

2番 柳田裕平 おはようございます。柳田裕平でございます。今回の質問ですが、表題で3項目になりますのでよろしくお願いを致します。それでは早速質問に入らせていただきます。表題の1番、職員の不祥事と今こそ役場職員の意識改革を、ということですが、ちょっと私この質問の通告8月31日で行ったので、その後何か状況も変わっているような箇所もあるようでございますので、それは質問しながら私の方から説明もしますし、また当局の答弁でおそらく説明されると思っておりますのでよろしくお願い致します。7月18日、町職員の不祥事が報道されました。7月22日、臨時会が招集され、当局より不祥事の事案概要及び処分理由の報告がありました。報告では、町施設の軽油を私的流用、町指定ゴミ袋の無断使用、公金の私的支出、法令等違反、不適切な事務処理など前例のない悪質な行いであると受け止めました。町民からは、被害届を出しているのか、損害賠償はどうなるのか、再発防止対策を早急になどの毅然とした対応を求める声もあります。町長からは、お詫びと再発防止のための職員教育を徹底していくとありました。しかしながら、町民はお決まりのお詫びと処分だけで一件着落とは受け止めていないようでございます。この箇所で被害届を出しているのか、損害賠償はどうかということですが、昨日の町長の行政報告によりますと、これは8月14日付けで本人に対して業務上横領の疑いで、五城目警察長宛ての告訴状を提出しております。また、町の被害額については本人に請求を行う予定でございますと報告ありましたので、若干変わっておるようでございます。それから断固たる決意で、町民の疑問に答えるような行動で示していただきたいと思います。今回の不祥事では、今こそ職員の意識改革が必要であると考えた次第です。町長から言われて正すのではなく、自分達のことは自分で解決することが最良であると考えますが、どうでしょうか。まず、職員自らが検討した改革案を町長に提出させる、そして最終的には町長が判断をすることにしようでしょうか。そこで質問ですが、第1点 臨時会では今も継続して警察で調べていただいている、との当局の説明がありましたが、その後の調べでも特別な事案が出なかったということで、このまま収束になるのでしょうか。それとも、何か新しい事案が判明しているのでしょうか。また、被害届は出さなかったのか、損害賠償はどうなったのか、などについても町民には正確に周知するべきかと考えますがどうでしょうか。この辺もだぶっておりますが、お答え願いたいと思います。第2点 職員自らの意識改革を図り、再発防止の具体策を早急に町民に示すべきであると考えますが、トップである町長はどのように考えているのでしょうか。

続きまして表題の2番でございますが、中嶋町営住宅と川崎町営住宅についてでございますが、この件につきましては後程また同僚議員お二方からも同様の質問があるようでございます。

一応私は通告に基づいて、私なりの質問をさせていただきますので、どうかよろしくお伺いいたします。

昨年12月に竣工した中嶋町営住宅は全部で12戸になりますが、町広報1月号では7戸の入居者募集広告と、住宅内覧会を開催する案内が載っておりました。

その後の町広報4月では、7戸から6戸の募集に変わっていらしたので、おそらく半分の6戸が入居中ということでしょうか。

そこで、町民もこの中嶋町営住宅には注目しているようで、募集・入居状況について幾度か聞かれることもありました。私も新築物件ということで、すぐに入居者が決まるだろうと考えておりました。

募集してからまだ8ヶ月で心配するのは早いと考えるのか、或いはもう8ヶ月で心配するべきなのかの判断に、困っているというのが正直なところでございます。

この後も継続されていく事業ですので、確認の意味も含めて当局としての今後の展望をお伺いいたします。

そこで2点程お伺いしますが、当局としてはいろんなケースを想定・検討されて進めてきたことかと思いますが現在の入居状況をどのように受け止めているのでしょうか。

第2点 今後の増床計画への影響や、中嶋町営住宅そのものの方向性に変更はないのでしょうか。

それから、川崎町営住宅についてもお伺いいたします。

昭和57年建築の一番古い川崎町営住宅ですが、町広報2月から募集を停止しているようですが、今回の中嶋町営住宅の募集と何か関連があるのでしょうか。

川崎町営住宅そのものをどうするのか、現在の状況と先々のことを考慮して検討するところにきているのではないのでしょうか。

これからの川崎町営住宅の方向性について、どのように考えているのかお答え願います。

続いて、表題の3番でございます。これ実は私、議員としての任期が4年の任期がまもなくでございますが、過去にこの質問を3回程しております。それでどうしても当局の考えを確かめる必要があるとの思いで、改めて取り上げることにしました。

この件については、現在までの経過を私なりに簡単に、当局の考えを答弁からまとめてみました。

平成26年12月定例会での主な答弁では、町村合併当初からそのまま継続されて、新しくできた町内会がそのまま追加されてきており、現在は不均衡が生まれてきております。

平成3年から4年にかけて、行政区域等調査懇談会で検討されて、区の名称・並び順が判然としない、50世帯から70世帯が適当である、名称は地域に合ったものが好ましい等の答申があったが、選挙で町長が代わりそのままとなっている。

平成28年3月定例会での主な答弁ですが、平成28年度からの第6次基本計画の策定協議の中で検討すべきかと考えております。

第6次基本計画・審議会では、町内会組織の再編も見据えて検討をして欲しいとありましたので、実施計画に再編事業を載せて検討して参ります。

適正規模な町内会ということで、まずは各町内会の実態と実情の把握に努め、町内会長会議などで相談していきたい。

それから平成29年12月定例会での主な答弁では、平成29年上旬頃、各町内会の実態と実情を把握するために、アンケート調査を実施した結果、見直しの必要がないが15町内会、必要があるが12町内会でした。

当局としては、切実・深刻な問題として受け止めている町内会があると認識している、という風に述べておりました。

来年度ということは平成30年になりますが、まずは個々の町内会と相談しながら対応していく、との考え方でございます。困難な町内会には、町から指導していくことも考えております。

以上が、要約した今までの流れでございます。そこで、人口減少や高齢化の推移が予想よりも速くなってきているような感じがしております。町行事への参加・協力、町内会組織の維持・老人クラブ・子供会の運営など、高齢化が進み困窮する町内会が年々増えているのではないのでしょうか。

私が問題提起してから6年近くになりますが、そろそろ行政としての決断が必要であると考えますがどうでしょうか。

そこで、今後に向けた当局の見解をお伺いいたします。

第1点 第6次総合計画の中では、この件については検討すべきとなっていましたがこの

後の後期計画ではどのような位置付けになっていくのでしょうか。

第2点 当局としての考えがまだ定まっていないように思われますが、諮問委員会を立ち上げるなど、スピード感の伴う積極的な動きは考えていないのでしょうか。

以上、答弁よろしく願いいたします。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 柳田議員のご質問にお答えします。

この度の職員の不祥事ですが、警察には7月2日に副町長・総務課長・町民課長の3名が五城目警察署へ相談に訪れております。

その後、町では関係者へのヒアリング及び本人への3回にわたる事情聴取を行い、本人が一定の事実を認めたことから、7月17日に懲戒免職辞令を本人に交付したものであります。

その後、警察も様々な関係者に事情聴取をした結果、2月23日に町が購入した軽油366ℓのうち、270ℓの私的流用を認定したとして、8月14日、町は五城目警察署長宛てで、刑法第253条の規定による業務上横領の疑いで、被告訴人を元町民課長補佐及び元クリーンセンター管理人とする告訴状を提出しております。

この告訴状の提出により、今後警察の捜査が進展し、起訴あるいは不起訴の処分が下されることとなります。

今後の警察の捜査に支障が生じる可能性がありますので、新しい事案や詳細等については、現段階ではお伝えすることはできません。

被害届は、その内容が当該告訴状に含まれており、しかも事前に警察に相談もしていることから、提出の予定はございません。

町の損害額については、処分されたローダー、ごみ処理手数料、軽油代等、総額で44万3,805円と認定しました。

今後適切な時期に賠償を求めて参ります。

今回の不祥事は、本人が私利私欲を目的とし、手段を選ばない犯罪的行為を隠ぺいするがごとく、次から次へと公務員として認められない非違行為を連鎖的に行ったもので本人への3回の事情聴取で最後まで事実を認めなかった部分もあり、きわめて悪質性が高いものであります。

今回の事案は、地方公務員というよりは、人間としての倫理感の欠如によるところが大きいと感じております。

再発防止の具体策ですが、臨時会でもご助言いただいた、各課内での事務遂行にかかる打合せを最低でも週一回は行うことを、7月の臨時会以降から実施しております。

職員の職務遂行姿勢や通勤態度を確認することで、非違行為にかかる職員自身の異変を感じ取れればと考えております。

さらに、国・県・市町村の全ての公務員は、人事評価制度の実施を義務付けされており本町においても昨年度に試験的な導入を行い、今年度から本格的な運用を始めました。

職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を評価する能力評価、及び業務に対する目標の設定と、その目標の達成度を評価する業務評価の2種類の評価を行うことにより、職員の質を高めて参ります。

また、今回の事件現場が町施設であったことから、職員の異変について何かを感じ取った場合、施設管理人がすぐさま、担当職員ではなく課長等に報告すべき体制を整えるとともに、普段は担当職員に任せている施設運営管理業務が正しく機能しているかを、課長職自身が定期的に町施設に出かけ、チェックするよう指示を出しております。

すみません、先程の文言で能力評価と業績評価、業務評価ではなくて業績評価に改めてください。訂正お詫び申し上げます。

次に、中嶋住宅の建替事業は、平成27年度に基本計画を策定し、28年度に基本設計29年度に実施設計を経てから建設工事に着手しております。

初年度建設の2棟4戸は3月末の完成で、4月からの募集となったこともあってか、思いのほか応募件数が少ない状況でありました。

これを踏まえ、昨年度建設の4棟8戸については、建設工事の早期発注を目指し、前年度予算で実施設計を完了し、12月に工事が完成しております。1月から開始した入居者募集は、町広報、ホームページの他、町内外から広く募集するため、湖畔時報への募集広告掲載、町フェイスブックによるPR、住宅内覧会を開催するなどして対策を講じて参りました。

しかし、議員言われるとおり、新築住宅にも係わらず、未だ6戸が空き家となっております。その他の町営住宅を含め、入居希望が少ない傾向にある要因としては、全国的な人口減少社会に加え、町内におおよそ150室程ある民間アパートも大きく関わっている

ものと考えております。

今後中嶋住宅の建替事業については、今年度は2棟4戸の建設に着手し、計画では残り6棟12戸の建設が予定されておりますが、令和3年度から計画を一旦休止することとしております。

令和4年度に見直しを予定している「八郎潟町公営住宅等長寿命化計画」の中で、その他の町営住宅を含めて将来必要となる目標戸数を見極め、中嶋住宅の再開計画や老朽住宅の用途廃止・解体・払い下げ計画を検討して参ります。

川崎住宅については、全21戸のうち、6戸が空き家となっております。

募集をしていない理由としては、町営住宅の入居募集に際して、川崎住宅への入居希望がないことや、仮に希望者がいて入居させるまでには多くの修繕が発生することから募集停止としております。

今後は、先程申し上げたとおり、令和4年度に見直しをする「八郎潟町公営住宅等長寿命化計画」の中で、用途廃止や払い下げ、解体等について、検討していく考えでございます。

次に、町内会組織の在り方についてのご質問ですが、第6次総合計画の柱は「人と地域が輝く心豊かな協働のまち」としており、町民と行政の一体的なまちづくりを目指しております。

この中で、町内会の存在意義はとても大きく、町内会活動が活発なほど町は元気になる、と思っております。

さて、現在32町内会組織がございますが、規模や組織状況は様々であり、議員のご質問にもありました平成29年の町内会へのアンケート結果でも、見直しの必要性についての賛成・反対は数が拮抗しております。

役員のなり手がいないとの話は、役員改選時にどこの町内会からも聞こえてきます。

役員確保に難儀している町内会どうしが再編したとしても、結局は解決に結び付くものでもないと思っております。

第6次総合計画後期計画では、行政区のあり方を様々な角度から整理したいと考えております。町が町内会に対し依頼する事項に対し、町内会が負担と感じていることがあればそれは何か、どうすれば解決できるか、また町民参加型のイベント・行事に対する町内会の考え方など、町内会とはどうあるべきか、などを議論する位置付けにしたいと考えております。

また、諮問委員会を立ち上げてスピード感の伴う積極的な動きについてですが、町が積極的になった場合、現在も順調に活動を運営している町内会から、相当の反発もあり得ると考えております。

関係者からは様々な意見を聞いて参考にする程度であれば良いのですが、町民がどう町内会を考えているのかが何よりも大切なことであり、調整に時間を要するのでは、と思っております。

諮問委員会でどこまでの意見を求めるのか、後期計画策定の中で検討して参りたいと思っております。

2番 柳田裕平

どうも有難うございました。

それでちょっと再質問でございますが、町長も言われたように今回の職員の不幸事については、私も何故周りの誰も気づかなかったのか、非常に不思議でならないという風に思っている立場でございます。

そこで先程の被害届の提出、損害賠償の件については、臨時会で私もこの点は強調して当局に要望したことでございますので、良かったなとは思っておりますが、この後も引き続き収束に向けて、しっかりと対応していただくということで町民からも相応の評価を得られるのではないのでしょうか。

ただ、町長からは町広報等でその都度、対応状況の説明は必要だと思えます。反省として課長自らが町施設の現場を定期的に自分の目で確認して、現状を把握出来ていれば、もっと早く防げる可能性もあったのではと思われませんが、どうでしょうか。

もう一つ、町長は職員教育を徹底していくと言われておりましたが、町長の意が職員にどれだけ理解されるかがポイントだと思っております。

それから、職員に意識改革を促すには、今がちょうど良い機会ではないのかなというのは、これは私の考えでございます。出来れば今回の防止対策に町民からも言われている、役場内の挨拶の励行も含めて町長と職員が一体となって、この意識改革に手を付けていただきたいなという風なことも私は考えております。

この点について、今一度町長の考えをお伺いしたいと思います。

それから町営住宅については、この後お二方の質問もございますので、特別再質問はございません。

それから町内会組織の在り方でございますが、私共の4区町内会ちょっと調べてみまし

た。現在、世帯数で31、人口が約75人、その中で70歳以上が現在約26名、10年後、誰も死ぬ人がいなければ約46名、という数字がどうも出てきましたので、今のところまだ何というか、まとまりはしやすいと思いますが、まもなくまとまっても何も出来ないという状況が想定される訳でございます。

うちの方の町内会の例を取ると、非常に厳しい状況が想定されている訳でございます。現在、全町34町内会ありますが三倉鼻町内会は別として、世帯数の少ない町内会は約30世帯位からですか、世帯数の多いところは200世帯以上超えているはずだと思います。

こういう状況から考えても、非常にこの格差の不平等というのを感じる訳でございます。本当にこのままの状況を進めて良いのかなと私は思っております。

次の世代に迷惑をかけないような、そういう体制を考えるのも今の皆様の仕事ではないのかなという風な気持ちもございます。

どうかコンパクトな町にふさわしい、理想的な標準世帯数を設定する区ではなく、独自の氏名にする、目標スケジュールを決めて取り組むなど、新しい町内会体制をどうするかを決断をするときに、私は来ていると思っております。

どうか今一度、この件について町長の見解をお伺いいたします。

以上、お願いいたします。

町長 畠山菊夫

職員の不祥事につきましては、人事評価これは今年度からしっかりやっておりますので、これで私も評価しております。それは課長方も評価しております。

基本的に一番大事なのは、個々の意識だと思いますけども、組織で町民のために頑張る、そういう気持ちがあればいいなと願っております。

そういう面ではこれからしっかり対応していきたいと思っております。

町内会の在り方については、柳田さん言われる4区の町内、私も総会のときにご案内をいただいて行っておりますけども、一番まとまりのある町内会ではないかと思っております。

と言いますのは、殆どの世帯の皆さんが参加されております。すごい町内だなと感心しております。しっかりやっただいて、それが柳田議員言われるとおり、将来人口減少に対しての不安があるとすれば、それは当然だと思います。

過去には浦大町町内が3あったものが一つにまとまった経緯がございます。行政指導ではなくて、地元の皆さんの方々が知恵を出し合って、一緒になった経緯がございます。

そういう面では行政がこことここと合併してくださいということは、なかなか今の現状では出来ないものと考えております。

本当に町内会がやっていけなくなった場合は、当然相談も受けますし、そうした場合はどうしたらいいのかというのは、その時に町内会の皆さんと真剣に考えては行きたいと思っております。

アンケート調査の結果は半々で、いろんな意見もありましたけども、私も町内会長会議でこのアンケート結果に対して、どう思うんですかと聞きますと、そんなことないうちの方はしっかりやって行きますよ、という町内会が逆に多くて安心してるところでございます。

ただ、本当に人口減少問題に関しては町内会の在り方も、いつかは検討していかなければと思っております。そういうご答弁でお願いしたいと思っております。

2番 柳田裕平

最後にまた一言だけ言わせてもらいますが、ただ今の町長の答弁ですが、じゃあやらないと誰がやるのでしょうか。次の町長がやるのでしょうか。誰かがやらないといけないと、私はそういう決断に来てるということを、今日申し上げたつもりでございます。

これで質問終わります。どうも有難うございました。

議長 村井 剛

これにて、2番 柳田裕平君の一般質問を終わります。

次に、8番 村井昇君の一般質問を行います。はい、8番 村井議員。

8番 村井 昇

8番 村井です。質問に入る前に、先日行われた町長の改選で見事当選されました畠山町長、おめでとうございます。今後4年間町政を運営する訳ですが、町民のため、町発展のため頑張ってもらいたいと思っております。

さっそく本題に入りたいと思っております。私からは一問一答方式で3つの表題で質問したいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

6月の定例会でも質問をしておりましたが、八郎潟広域保全会の繰越金についてであります。八郎潟広域保全会の進捗状況について教えてください。

6月、7月と2回ほど開かれたと聞いておりますが、その後も開かれたのでしょうか。その状況をお聞かせください。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 村井議員のご質問にお答えいたします。
八郎瀧広域保全会の進捗状況とありますが、八郎瀧保全会との裁判の状況と思いますが、6月19日に第1回、7月29日に第2回口頭弁論がありました。
第1回では原告、八郎瀧保全会からの訴状に対し、被告、八郎瀧町の答弁書を提出し、それに対し原告は反論するかと問われ、反論の準備があることで閉会しました。
その反論書について、7月28日に内容を確認することとなり、それに対する反論書の提出は裁判所からまだ求められておりません。
第2回口頭弁論では、裁判官から本題に入る前にそれぞれの保全会の発足経緯等について、原告被告双方に資料の提出を求め閉会しています。
第3回は本日11日午後3時を予定しております。

8番 村井 昇 昨年一日市地区保全会、真坂地区保全会が振り込んだ180万円はどうか、また、八郎瀧保全会に請求している300万円は振り込まれる見込みがあるのですか。
通帳、印鑑はどうなっているのですか。地権者には第2回口頭弁論について八郎瀧保全会の広報8月号に記載され報告がありました。この内容について事実でしょうか。
お聞かせください。

町長 畠山菊夫 昨年度、一日市地区保全会、真坂保全会が振り込んだ返納金は、未だ旧八郎瀧広域環境保全会の通帳に入金されたままとなっています。
これについては、両保全会が町の指導に納得し町へ返納するために振り込まれた金額でございます。
現在、通帳は町が、印鑑は八郎瀧保全会が所有しており、町の歳入には充当されておりません。このことについては、第1回口頭弁論の際に、当方の弁護士が、関連事項として印鑑の引き渡しを求め、原告弁護士は了解したと思っておりますが、未だ動きが無い状態です。
また、このような状況なので八郎瀧保全会に請求している約300万円については、振り込まれる見込みは立っていません。
八郎瀧保全会の広報8月号の内容については、当局も確認しましたが、いくつか虚偽の記載も見受けられます。
まず、旧馬場目河川区環境保全会の領収書を当局が作成した事実はありません。確かに国の会計検査院の会計検査の時に、実績に対して領収書が無いものがありました。
これについては、村井会長からデータをもらい、当時作業に関わった方々から賃金受領について確認をしてもらい署名押印をもらい実績確認書として補填しています。
これについては、八郎瀧保全会にも説明しています。
また、敢えて言いますが領収書不明の金額は43万円ではありません。
また、第2回口頭弁論の際に裁判官の発言として、解散総会を開いていないことへの確認はありましたが、双方の共通認識として求めるものではなく、記載されているような発言はありませんでした。
いずれ現状では、この裁判で勝訴したとしても、八郎瀧保全会の訴えに対して撤回するだけであり、返納については難しい状態です。町としては裁判所から支出命令を出してもらうためにも、時期を見て、原告が被告を訴え返す反訴を考えています。
その際は、地方自治法第96条の12により議会の議決が必要となりますので、ご審議いただくこととなります。

8番 村井 昇 私達の町内に配られた中では、八郎瀧町政を考える会から出た文章ですが、八郎瀧町は町民から役場の決定不当だと、2件も裁判に訴えられており、一件は和解成立し、他方は係争中であるということで、広報が配られている訳です。
もう和解をしているということで配られている訳ですが、和解はしてないですね。

町長 畠山菊夫 その処理はございませんけども、その和解しているのは議員の皆様にもご報告してまず防火水槽のことではないでしょうか。

8番 村井 昇 防火水槽？

町長 畠山菊夫 保全会の訴えに対して、和解した事実はございません。

8番 村井 昇 分かりました。裁判は非常に話を聞いてますと、まだまだ時間がかかるような気がします。時間がかかった場合、八郎瀧保全会に仮に勝訴した場合に経費も請求出来るもの

でしょうか。お願いします。

議長 村井 剛 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 経費は請求出来ないと思います。

8番 村井 昇 出来る？、出来ない。分かりました。このままの状態ですと裁判の決着までかなりの時間がかかると思います。私はこの裁判が原告と被告が逆の立場のような気がします。町が広域保全会に対して、請求するのが筋道だと思っております。町の対応が遅すぎたからこのような状況になったのではないのでしょうか。いずれにしろ裁判が長引くと、町、個人に対し弁護士料や交通費などの経費がかかると思いますので、早く解決出来ないものでしょうか。町の考え方をお聞かせください。

町長 畠山菊夫 町の対応の遅さに関してですが、確かに旧八郎瀉広域環境保全会の事実上の内部分裂について、平成31年4月時点で気付かなかった点は否めないものの、その後の繰越金の補填について、新組織からの事業充当として令和元年度の交付金から返納してもらうなど、代案の提示や、新組織の認定時期について国や県に引き延ばしてもらうなど、適切な対応をしてきたと考えております。

8番 村井 昇 仮にですよ、どうなるかわかりませんがこの300万円を八郎瀉保全会に請求した場合、多分今のところ繰越金ももうゼロの段階だと思いますので、払えない場合どういう形で請求になるものでしょうか。分かったら教えてもらいたいと思います。

議長 村井 剛 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 その件に関しましては、今後、弁護士と相談することになると思います。以上です。

8番 村井 昇 これ、役員の方に請求がいく可能性はないとは言えないですか。

産業課長 千田浩美 可能性はあると思います。

8番 村井 昇 いずれにせよ長引くと、大変お互いに時間もかかるし、何と言いますか忙しくなると思いますので、早めにお互いに話し合っ解決してもらいたいと思います。次に、2つ目の表題に入りたいと思います。八郎瀉保全会への多面的機能支払交付金について伺います。多面的機能支払交付金がまだ払われていない訳ですが、八郎瀉保全会が発足して2年目になる訳です。多面的機能支払交付金が支払われない問題が、また発生しました。地権者の皆さんは何故支払われないのか知らないようですので教えてください。

町長 畠山菊夫 町では、八郎瀉保全会からの実施状況報告書に対し、5月13日付けで改善指摘事項を送付し、5月23日までの報告を求めましたが、何ら回答がありませんでした。また、7月27日付けで補助金交付申請書が提出されましたが、町では前年度決算に対し是正措置が取られていないことに鑑みて、未だ交付決定を出していません。指摘事項の具体的な内容は、交付金の20%に当たる事務費、11月25日から26日に24名参加で行われた慰安旅行を疑われる約90万円にも及ぶ研修費、本事業とは関係のない法律事務所への支出、会長自身の事務所への毎月の5万5千円もの賃借料などです。

8番 村井 昇 多面的機能支払交付金は、一日市地区保全会、真坂地区保全会には6月下旬に支払われており、事業も計画に従って行われております。地権者や町内の人には大変喜ばれている状況です。一方、私の住んでいる八郎瀉保全会には未だに交付金が支払われず、作業も順調とは言えません。地権者には予算の関係もあり、連絡なしで作業を進め計画どおりに行かないのが現実だと思います。今年は気温も高い関係で、稲の生育も進み稲刈りも早くなる予定ですが、農道の補修がまだ行われていません。多面的機能支払交付金が支払われないのが作業が進まない原因だと思っております。町からは令和元年度の八郎瀉保全会の決算に対して、先程、町長が話されました決算報告書の提出が出ているようですが、事務費、研修費に多額の交付金が使われ、それを返納改善しなければ、交付金は支払われないということですが、もう令和元年度の繰越金は殆ど使ったと思われま

もし改善報告書に従わない場合は、八郎瀉保全会はどうなるでしょうか。お聞かせください。

- 町長 畠山菊夫 残念ながら、現状ではとても指導できる状態ではないと考えられます。
8月7日付けで、本件について最終勧告として指摘金額の返還や金額の根拠資料について、8月31日までの提出を求めましたが、何ら回答はありませんでした。
加えて八郎瀉保全会広報8月号のような、不当な文書が出回っております。
さらに広域の別の文書も織り込まれていたとする話もあります。もしそれが事実ならば八郎瀉保全会は行ってはいけない活動もしていることとなります。
こちらの指導には全く従わず、これ以上認定しましたとしても、今のような問題が積み重なっていくことが予想されますので、町としては今後、認定取消を視野に入れていきます。
- 8番 村井 昇 仮に、認定取消が決定されるとしたらいつ頃になるのか、それと取消になった場合、今来るとして事業を進めているところもありますので、作業員に対して賃金が未払いになっているような状況もあります。
いずれ八郎瀉保全会の広報によると、町が支払交付金を支払わない場合は、また裁判に訴えて行くといっていますが、この点についてどのように考えているのかお聞かせください。
- 町長 畠山菊夫 町には非は全くないため、今の裁判と同様、応訴、いずれは反訴をしていくことだろうと思います。
- 8番 村井 昇 八郎瀉保全会の1回目の裁判も解決しないで2回目の裁判を行うことは、また町のイメージが悪くなると思いますので、1回目の訴訟もそうですが、もし2回目の訴訟が起きた場合、町、県の指導に疑問を感じるのではないのでしょうか。
2回目の訴訟が起きた場合は、運営方法を八郎瀉土地改良区に委託し、役員も改選し軌道に乗るまで地権者と一緒に進める訳にはいかないのでしょうか。
裁判の結果を待って行動するとなると、非常に時間もかかるし年を越す場合もありますので、そうなると地権者は大変迷惑しますし、マイナスにもなると思います。
この点については、どのように考えているのでしょうか。
- 町長 畠山菊夫 今後の町の考え方ということになりますけども、八郎瀉保全会の運営方法の見直しや役員改選を行うことについては、残念ながら町では権限はありません。
今年度については、組合員に不利益を被らせた結果となり、町としても大変残念に思っています。
町としては先程もお答えしましたが、認定取消も視野に入れていきます。八郎瀉保全会の役員の大半は受益地と異なる方々が多数を占めております。地域の合意形成が本当に図られているのか疑問が残ります。
町としては新たな組織の相談があれば、来年度より活動ができるよう、関係団体と連携しながら全力でサポートして参ります。
- 8番 村井 昇 今話しされたとおりの今年度は無理としても、3年度になりますと新しい組織作らなければ容易でないような形には私は見受けられます。
そういうことで、もし新しい保全会が発足した場合に町から絶大なる協力をお願いしたいと思います。2つ目の質問を終わりたいと思います。
最後になりますが、空き家対策についてということで、先程、小柳議員、柳田議員からも質問があり、重複する点多々あると思いますが、よろしく願います。
町営住宅の空き家が現在16棟あり、そのうち令和元年度建設の町営住宅は6棟が空き家になっております。
何故新しい町営住宅に入る人がいないのですか。町では調査をしているのですか。
空き家が多い中で新しい町営住宅を建てて、入居する人がいないということはどういうことでしょうか。
原因は何か調査対応してほしいと思いますが、どうでしょうか。
- 町長 畠山菊夫 先程の柳田議員の答弁と重なりますが、入居希望者が少ない傾向にある要因としては全国的な人口減少社会に加え、町内におよそ150室程ある民間アパートも大きく関わっているものと考えております。
調査の件に関しては、「八郎瀉町公営住宅等長寿命化計画」の見直しの中で、中嶋住宅の入居対策や老朽住宅の用途廃止・解体・払い下げ計画については、現状分析・基本方

針・ストックの推計などといったバックデータを基に、人口動態や財政状況を総合的に勘案して計画する必要があると考えております。

8番 村井 昇 町の中ではアパートが150室程あるということですが、そちらの方はほぼ満杯だと思いますけども、この町営住宅に入る場合は、所得が左右するような気がします。この所得の関係を撤廃まで行かなくても、調整することは出来ないもののでしょうか。

議長 村井 剛 はい、村井建設課長。

建設課長 村井健一 ただ今の質問についてでございますけども、公営住宅につきましては、公営住宅法法律に基づいて決定されております。全国的に決められた法律で定められておりますので公営住宅に関しても、家賃の撤廃等については出来ないものと考えております。

8番 村井 昇 そのような状態ですと、いつまでたってもあまり変わらないと思います。特に低所得者ですと生活も大変ですし、ましてアパートにかけるとすれば自分で家を建てて住んだ方が良いという考えもあると思います。そういう点でこの後、いろいろな原因を調査すると思いますが、是非、空き家のないような形でPRしてもらいたいと思います。2つ目として、一般住宅の空き家が年々増えているように感じますが、一人暮らしの高齢者世帯も多いため、歯止めがきかない状態だと思います。町全体ではどの位の空き家が発生しているのでしょうか。教えてください。

町長 畠山菊夫 平成29年度に実施した空き家実態調査では、住家171戸、非住家20戸、合計191戸となっております。

8番 村井 昇 はい、分かりました。また、空き家の中でも老朽化が進み、町内や隣近所に迷惑をかけている住宅もかなりあると思います。今年は暖冬で雪も少なく、住宅におおきな被害がなかった訳ですが、雪が平年並みですと屋根が落ちる状態になっている住宅もあります。町では所有者に足を運んだり、連絡したりしているのでしょうか。教えてください。また、町長の公約の中でも空き家対策もありますが、どのような対策を考えているのか、先程、柳田議員さんも聞きましたが、これについてお聞かせください。

町長 畠山菊夫 危険空き家については、町民からの情報提供や町内会からの要望、隣近所からの苦情などにより把握している状況ですが、その都度職員が現場に出向き、確認はしております。対策としては、空き家等が管理不全な状態にあると認めるときは、所有者に対し必要な除去、修繕等の対策など適正な管理について注意を喚起し、必要に応じて助言又は指導を行っているところでございます。所有者が必要な対策を講じない場合には勧告、命令することができるとあり、条例に基づき対応したいと思います。また、平成30年7月には八郎潟町空き家等除去費補助金交付要綱を制定しておりますので、補助金の活用を含め適切な処理に努めたいと考えております。

8番 村井 昇 私の近くでかなり老朽化した空き家がある訳なんですけども、町の職員も見に来ていてと思います。風が強い日だと屋根の昔風の木っ端が近くまで飛びますし、トタンも風で何枚か飛んできたりして、非常に危険な状態です。もし町の方で足を運んでもらえるのであれば、それこそ本当に危険な状態です。外壁は崩れて、もう家の中が見える状態になっております。隣は本当に迷惑してると思います。そういう家を早めに解体してもらいたいし、何とか所有者にこの町ではないですけども、他にいる訳なんですけども私も町の職員と足を運んで行きたいと思っておりますので是非、解体するようにお願いしてもらいたいと思います。以上をもちまして、私の質問を終わりたいと思います。どうも有難うございました。

議長 村井 剛 これにて、8番 村井昇君の一般質問を終わります。それではここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。
(休 憩)
(再 開)

議長 村井 剛 それでは午前中に引き続き、一般質問を再開いたします。

5番 石井清人君の一般質問を行います。5番 石井議員。

5番 石井清人

5番 石井清人です。その前に、町長4選おめでとございます。

毎回私の一般質問に、親切な答弁いただきまして、本当に有難うございます。一般質問において、町民の疑問が払しょくされたり、また当局の姿勢が明確になりまして、それが議会だよりで町民に周知されますので、非常にこれ私自身嬉しく思っております。

一生懸命頑張ります。よろしく願います。

それでは、一般質問の1つ目に入りたいと思います。1つ目は中嶋町営住宅用地を分譲してはどうか、というタイトルであります。

私は平成28年12月議会で、町営住宅について一般質問をしました。町民の中には町営住宅は元は取れないのに何故作るのか、と言う方がおりましたので、その疑問を払しょくする意味で行ったものです。

町営住宅は建設費に2分の1の国庫補助金がありますし、補助残については起債が適用になり後年の交付税算入がありますので、家賃収入と合わせて赤字にはならないと私は思っていたからです。

その時の当局の答弁としては、定額所得者の方々のセーフティネットとして必要不可欠と考えている、ということでした。町営住宅は民間の賃貸住宅と違って営利を目的とするものではなく、むしろ福祉的な面があるものということが、町民にも理解いただけたいと思います。

しかし、町営住宅の必要数はどの程度がよいのでしょうか。今年の1月広報を見ると町営住宅の入居者募集が既存11戸プラス新築中嶋住宅7戸の計18戸です。1月にはですね。2月には14戸、3月に14戸、4月に12戸、5月に14戸、6月に14戸、7月に17戸、8月に16戸と募集戸数が推移しています。

なかなか空室が埋まらない状況です。以前は募集すれば入居希望者が殺到して、入居審査会で決めるのに難儀したものでしたが、今は申請が少ないようです。

町営住宅の必要性は薄れてきたのではないかと、言う町民の方もおります。そして町営住宅用地の一部を宅地分譲してはどうかと言う町民の方もおります。

今回の一般質問を通して、当局の考えをお聞きしたいと思います。

私が提案するのは、中嶋町営住宅用地の南側の一部を宅地分譲することです。中嶋町営住宅の計画としては、2戸連結4棟ですから8世帯分の用地です。私が分譲したらよいのではないかとこの場所です。

ここを1区画60坪程度の分譲であれば4区画、30坪程度の分譲であれば8区画として売り出せると思います。

分譲価格の設定が難しいのですが、民間分譲の価格や宅地評価額などを参考にして、あまり高くない程度の価格とし、町内からの転居でなくて町外からの転入者に限ると言う条件で売り出せば、人口増にもつながり定住対策として良い施策だと考えます。

私も在職時に宅地分譲事業に従事したことがあります。平成6年の上昼根団地分譲や、50戸程度だったと思います。平成8年の八郎潟駅南団地分譲、これは20戸ぐらいだったのですかね、町外の方の購入が多かったように思います。

私は定住対策としては町営住宅建設よりも宅地分譲のほうが人口増につながると思います。

また、この分譲事業というのは、用地取得、工事、売り出し、契約、登記などいろいろなノウハウや知識が必要とされる仕事で、職員にはとても有益な経験になる業務でもあると思います。

中嶋町営住宅はこの後計画通りに進めば、2戸連結8棟の建設をして16世帯の募集になるのですが、完成しても入居者がいなくて空室状態になることが心配です。

町営住宅建設計画があって進めているだろうとは思いますが、状況判断が必要だと思います。近隣町村では町営住宅建設はやめたという話も聞きますが本当でしょうか。

情報があればお知らせください。そして別の課題として挙げられるのが、老朽町営住宅の対策です。例えば、川崎町営住宅は昭和57年建設で築40年近くになります。まちなか中央町営住宅も昭和60年建築で古い建物です。

維持管理は大変になると思います。そこでこのような古い町営住宅を、今後どのようにするのかという課題です。修繕しながら入居を続けていくのか、あるいは建て替えるのかどちらかですが、中嶋町営住宅を全戸完成した場合には、新築中嶋町営住宅や他の町営住宅へ転居誘導して、その跡地を宅地分譲したほうが良いと思います。

ようするに、川崎町営住宅団地のところですね。

ただ、転居すると家賃差が出る場合がありますので、入居者の負担が増えるという課題があります。いずれ古い町営住宅の在り方が課題になってきます。

町の町営住宅政策や定住化を考えていく上で、私なりの提案を示してみました。

以上が1点目の質問であります。

次に、2点目の質問に入ります。題名は青少協は時代に即しているか、であります。インターネットの普及により、私達の生活はとても便利になりました。物事を調べる辞書よりもネットが便利です。手紙を出すよりもネットのほうが安くて速いです。電車や飛行機の予約の自宅でできます全世界を接続しているコンピューターネットワークでお互いに情報のやり取りが簡単にできるようになりました。こんな世界が来ることを私は想像できませんでした。近年は携帯電話と言えばスマホが主流です。スマホはパソコンの機能持ち、インターネットと接続されていますから、調べものが出来たり、道を検索したり、また音楽を聴いたり、新聞や本も読めますから大変便利です。こういう便利になった反面、いま問題にされているのが、スマホ依存症、ネット依存症ゲーム依存症です。この前、電車に乗りましたらほとんどの人がスマホをいじっていました。スマホでメールのやり取りをしているのか、ゲームで遊んでいるのか分かりませんが、そのため会話をしている人はいませんでした。電車時間は30分程度ですから、どうということはないのですが、夢中になれば自宅にこもって何時間もやる人もいるのではないのでしょうか。一月の電話料が何万円にもなるという話を何かで聞いたことがあります。あるいは深夜まで夢中になって、そのため朝起きれなくて日常生活が破綻するとか、会話能力が不足で意思伝達ができない子供が増えるとすれば大変な問題です。八郎瀧町の将来を考えると、インターネットの適正な使い方やネットに潜む問題点またスマホ依存症、ネット依存症、ゲーム依存症に対して、高校生、小中生徒児童へ警鐘を鳴らして正しく導いていくことが必要と思います。また、そのためにどういう方策が必要なのか保護者はもちろん、町内の有識者が知恵を出して対処、啓発していかなければ、町の未来も希望の持てないものになっていくのではないのでしょうか。是非この社会問題への取り組みを進めるべきだと思います。そこで問題提起したいのは、八郎瀧町青少年問題協議会の再編であります。この協議会のもととなる地方青少年問題協議会法は、昭和28年に作られた法律で、約70年前の法律です。制定の趣旨は、青少年の非行防止、育成保護、および矯正というところに主眼がおかれ、本町でも以前は盆踊り期間中の夜間見回りなどの活動をしておりましたが、現在は時代の変化もあり、活動していないように感じます。福祉事務所や警察はまだしも、青少年の非行防止、育成保護、および矯正という仕事に対して、知識や経験のある町民は少ないだろうし、そもそも役場の仕事、町の仕事として時代に対応したものとは思えません。青少年問題協議会は平成11年の法改正により、必須の委員会ではなくなりました。昔は必須でありましたが、全国的に見ると廃止しているところもあります。さて、次の社会を担う子供たちが健やかに安心安全な環境で育っていけるように、国を挙げて環境整備に努めるため2005年に、次世代育成支援対策推進法が施行され、さらに2014年に改正が行われ、より積極的な行動が求められています。この法の第21条では地方公共団体は、次世代育成支援対策地域協議会を組織できることとなっております。そこで私は、地方青少年問題協議会法による、八郎瀧町青少年問題協議会、いわゆる青少協ですね、これを廃止して次世代育成支援対策推進法に基づく、八郎瀧町次世代育成支援対策協議会と組織替えをして、前に述べたスマホ依存症、ネット依存症、ゲーム依存症への問題提起、警鐘、啓発を全町民共通の認識として、町民の英知を集めて良い方向に持っていければいいと思います。是非、検討してください。以上が2点目の質問です。以上2点について、当局の答弁をよろしくお願いします。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 石井議員のご質問にお答えいたします。新築である中嶋住宅の入居対策については、当局としても年度当初から建替計画そのものについて、見直す必要があるとして、県に相談しながら協議を進め、今年度は2棟4戸の建設に着手しました。これやらなければ返還金が生じるということでございました。令和3年度以降の6棟12戸の建設については、一旦休止することとしております。中嶋住宅用地の一部宅地分譲については、令和4年度に見直しを予定している「八郎瀧町公営住宅等長寿命化計画」の中で、見直し案の1つとして今後検討することになるものと考えております。また、老朽化した町営住宅についても、長寿命化計画の中で用途廃止・解体・払い下げ

等について検討して参ります。

なお、議員言われる他の町営住宅への転居誘導については、先般、全入居者88名に対してアンケート調査を実施しております。

65名の方々から回答があり、家賃負担の増や環境の変化等を理由に、現在の町営住宅に住み続けたい、と回答した方が46名、70.8%、持ち家の取得を予定しているが8名、12.3%、新築の町営住宅に住み替えたいが4名、6.2%といった調査結果となっており、現時点では他の町営住宅への住み替えは困難であるのではないかと思っております。

議長 村井 剛 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 青少協について石井議員のご質問にお答えします。

八郎潟町青少年問題協議会について、これまでの経緯を顧みますと、平成20年度から23年度までは、八郎潟町生活安全推進協議会と合同で開催しておりました。

平成24年度末の平成25年3月に、子どもの非行防止等の内容で八郎潟町青少年問題協議会を単独で開催したのを最後に、それ以降は議員ご指摘のように会議の定期的な開催はございません。

ただし、必要に応じて開催できるように、委員の任命と協議会開催時の委員報酬分の予算は計上してきております。

本町では、これまで青少年問題協議会を開催するまでもなく、児童生徒及び家庭環境等の気になる事案が発生した折には、その都度関係するそれぞれの課が連携して、青少年の非行防止や育成支援に対して、即時対応してきております。

当然警察署や福祉事務所、児童相談所、教育センター所属のスクールソーシャルワーカー等の関係機関とも連携して進めてきております。

議員提案の八郎潟町次世代育成支援対策協議会、という名称や組織替えの件につきましては、現組織の協議会委員の任期が、令和3年3月末までとなっておりますので、今年度中には検討し、方向性を見出したいと思っております。

昨今、憂慮される事案として、コロナ関連での学校の臨時休業期間が長引いた場合や不登校になっている児童生徒がゲーム依存に陥る可能性があることです。

児童生徒のネットトラブル等の防止策として、学校や教育委員会事業、並びにPTA研修事業として、今までインターネットセイフティ研修を県から講師をお招きし、児童生徒だけでなく、保護者を交えての研修会などを開催してきております。

ゲーム依存対策としては各家庭において、ゲームをする場合のルールを決めること、例えば1日1時間以内とか、ゲームは土・日だけにするとかです。

そして、ルールづくりは保護者が決めるのではなく、自分が決めたことだから自分が守るという方向性をもたせるように、子供に決めさせることが有効であること、他に親が声をかけやすいように、ゲーム機は親の目の届く場所、例えばリビングなどに置くことなどの指導機会をもっております。以上です。

5番 石井清人 再質問したいと思えます。よろしくお願ひします。

町営住宅も福祉的な面があるというのは前にも聞いてますし、やっぱり前には人口増定住対策だなどという認識もあったんですけども、参考まで言いますと32区に分譲地、昔の話すれば子供会に100人おったというんですね。やーたまげた、何十年前の話か分からないですけども、子供会に100人おったというから凄いなと思いました。

でやっぱり分譲というのは若い世代が、例えば家賃、アパートとか住宅この前もあったそうですね、住宅の家賃が高いのでローン組んで持ち家を作った方がいいというようなことで、そうなると分譲が役立つ、ということで人口増対策としては私は分譲政策が有効なのかなという気持ちは持っています。

そこでちょっと聞きたいんですけども、町営住宅はまずセイフティネットという意味もあるんですけども、じゃあどの位あればいいのかという戸数とかキャパっていうか、そういうものは何から出てくるのかな、ということになるんですけども、例えば、人口千人当たり、例えばの話だけでも人口千人当たりには何戸町営住宅、あるいは市営住宅作りなさいという決まりがあるものか、あるいはその自治体の裁量で自分の考え方で戸数を決めるのか、町営住宅の戸数を算定する根拠があるのかなというのを、参考までに課長さんから聞きたいんですけども、もし分かっていたらそこを1つ教えてください。

それから私は、五城目町、井川町は町営住宅を今建てていないよ、と言う話がある方から聞いたんですけども、確かめないで今日来てしまったけども、そういう話は聞いてないのか、ということは他の町村でも需要がないというのか、十分作ったという認識なのかそういう情報がもし分かっていたら教えてください。

そのところ2つ分からなくてお願ひします。

それから教育長さんに一つお話するんですけども、十分お分かりだと思うんですけども、ネット依存症ということ、あるいは低学年のこの事件が起きるというのも、結局インターネット、スマホからくるのがあるんですね。

この前の新聞見てましたら、小学生が大人に連れ去られた事件があったんですけども、しばらくまず連れ去られてあったんですけども、何から始まったかというゲームの共有サイトというんですかよく分からないけども、同じゲームをやっているうちに連絡を取り合ったら、知り合いになって住所、名前で友達になって誘拐された発端になったということですけども、まず学校PTAでもそのスマホ、ネットに潜む問題点もやっているようですけども、元々、全町民に問題提起して、町の一つの課題というか町の運動としてこれをもっと積極的に取り上げてやっていくという考えはないものではないでしょうか。

いずれこれ放っておくと、低年齢までおそらく小学生低学年、あるいは幼稚園の人も皆ネットやって、知らないうちに巻き込まれていくということもあると思うので、これ町の運動として一つ取り上げて、今言った組織替えもしながら町民の英知を集めた組織を作って持って行こうというところ、もう一度再確認の意味でお話しただけならば有難いです。そこのところ2つお願いします。

議長 村井 剛 はい、村井建設課長。

建設課長 村井健一 ただ今のご質問についてお答えします。

始めに、町営住宅の必要戸数の算定方法についてでございますが、町営住宅と長寿命化計画の中でですね、先々のその人口動態、社人研ですとか人口減少を見据えた中で目標戸数を設定することとなっております。

今現在ある計画は、平成32年、今年度令和2年度までの計画となっており、ちなみに現実と乖離してまして、目標戸数は130戸だと思っております。

先程来からのご質問でお答えしてる通り、現在130戸に対して88戸程の入居に留まっているという現状でございます。

この後、令和2年度見直しをする計画で、そこのところの必要戸数をいろんなこの後の状況を踏まえながら、民間住宅と民間アパート等の戸数も踏まえながら目標戸数を設定していく予定でございます。

あともう一つ、近隣の市町村については石井議員の質問にありましたので、私の方では県の方にも問い合わせしながら聞いてみました。

井川町さんにも直接聞いたんですが、実際、止めてるということはなかったです。

実際、井川さんでは今募集もかけておるようですので、近隣市町村ではまず止めているというところはございませんでした。

5番 石井清人 建てているの？

建設課長 村井健一 建てて募集しているそうです。以上です。

議長 村井 剛 次に江島教育長。

教育長 江島廣 質問にお答えします。現在の状況を見ますとですね、町外の小中学生、特にスマホを所持している子供さんですね、自分の個人のですね小学校の4・5・6年なんですけども、1年前のアンケートの結果では12.2%となっております。

それから中学生の1・2年、3年生の平均がだいたい48.6、半分位がスマホを持っているとこれが今の現状であります。

ただ、今言いましたいろんなところに入っている、そういう通信機器といいますかスマホ以外の携帯電話及び通信機能付きのゲーム機端末、それを持っている小学生は大体90%以上、中学生でも80%以上という風なことになっております。現状ですね。

ですので放っておくとセーブかけないとですね、どこまでもやりようによっては、繋がっていくという風な物があります。

今までもネットトラブル等々ですね、自分の姿を流してですねそれがトラブルになって、弁護士さんが入ったりして、いろいろ和解したとか、そういう事例は今まで何回かありますけども、最近はそういうの少ないですけども、今危険なのは全国的に援助交際とかいろいろ危険な男性方の繋がり、そういうところの何て言いますか通信機器によっていろいろ何か悩みとか、そういう風なものを相談しながら良い鴨にされると言いますか、ある程度年いくと自分が進んで行く場合もある訳ですけども、そういう点を十分に注意に入れながら、学校の方でもいろいろ通信機器の使用の仕方については、指導はしておるつもりです。

ただ、議員がおっしゃるように町全体としてですね、こういう風なものに取り組むと

いう風なことであれば、青少協でなくても何かの委員会的なもので、それようなものをやればやれるんじゃないかなと、あともう一つは来年度からコミュニティスクール運営協議会も出来ますので、その中の一つの提案部分としてですね、そういうものを考えていくことも可能ではないかなと、今のところそういう風に考えております。以上です。

5番 石井清人 ご答弁有難うございました。今の説明で分かりましたので、本当に有難うございました。私の質問はこれで終わります。どうも有難うございました。

議長 村井 剛 これにて、5番 石井清人君の一般質問を終わります。
次に、9番 近藤美喜雄君の一般質問を行います。はい、9番 近藤議員。

9番 近藤美喜雄 質問に入る前に一言だけ、実はこの一般質問の提出が8月31日、月曜日でした。ご承知の通り、町長選挙が30日に行われまして、あんまり込み入った質問は何となく精神的にしたくないなという気持ちが働いておりましたけども、簡単なものを準備したつもりでございますが、後からもう一回触れますけども、実は私の書いたものを議運でちょっと検討されて、若干簡単でもいいから質問の形に取ったらどうか、というのが2番目の関係でございます。

後からもう一回説明いたします。それでは最初の質問に入ります。

1番目は表題が、改めてコロナウイルス予防対策の徹底を、という風なことでございまして、これは普通に簡単ですけども質問をまとめております。

警戒すべき新型コロナウイルス感染の第二の山場に入っていると言う、これを乗り越えれば一応収束に向かうのか定かではない。

しかし、収まる気配が見通せないとの見方が専門家の大方の予想とみるべきではないでしょうか。

今後の在り方を大きく左右するのが予防ワクチンの開発に左右されそうであります。

来年から実用化が見込まれるようですが、副作用が大丈夫かこれまた専門家の意見でございます。

こういう風な中で現在の状況ですが、これは前に原稿に書いてるのは8月30日の状況ですけども、現在は総数が74,659人、これは日本の状況です。死者は1,434人になっています。これ昨日の状態ですけども。

国内の新型コロナウイルス感染者の状況は以上ですけども、ただ感染者は全世界でこれ原稿では2,500万人となっておりますけども、既に2,788万人、死者が90万人を超えたと、こういう風な状況になっております。

これはアメリカのジョンズ・ホプキンス大学の調査が毎回発表されておりますので、そういう風なところから取った数字でございます。

人類における最も恐ろしい感染症として、今も猛威を振るっているのが現状でございますけども、秋田県内でも感染者が49名ですか、という風なことになっています。

幸いにも本町には感染者はいません。発生から時間がたち、周囲に感染者がいないこともあって、気のゆるみも出てきてるようにも思います。

今一度確認したいことは、治療し退院しても体の不調が続く場合があるらしいということです。特に、私これ報道で見てるんですけどもドイツの研究チームが、回復した人の6割の人が心臓の炎症、いわゆる心筋炎とかと言われてるようですけども、が続いていることを突き止めた、あるいはまたイタリアでは退院患者の9割近くが、2ヶ月を過ぎても体の不調を訴えてる、ということをもまた突き止めております。

新型コロナウイルス感染症の全容が解明されていない状況と、怖さが報告されているという風なことになろうかと思えます。

日本でもこういう風な状況を踏まえて、厚生労働省が退院後の症状の実態解明のため元患者2,000人の研究を始めたと報道されています。

本町においては、感染症が発生していないことは幸いですが、未だ実態解明がされていないこの感染症の恐ろしさを考えるとき、そして収束の気配のない状況では、今一度この感染症の防止意識を確認する必要があると思えます。

専門家の意見も踏まえ、対策を取りまとめて町民に改めてPRすべきだと思いますがいかがでしょうか。

最初にこれ一つだけもし出来れば質問したいと思います。

議長 村井 剛 一括質問、一括答弁になってますので。

副町長 千田清 一括質問になってるので。

議長 村井 剛 通告通りしてもらえれば、一括質問、一括答弁になってますので。

副町長 千田清 近藤さんの質問、一括質問方式で一問一答方式でないので、2番目も。

議長 村井 剛 2番目の方も話してもらえれば。

副町長 千田清 次ののはちらぼと多面的機能も一緒に、一括質問方式なので。

9番 近藤美喜雄 一括だってが、もう一回そうすれば追加してやります。
とすることで私一括質問この通り初めてですけども、そうすれば2つ目の質問に入ります。先程言いましたように、この2つ目は皆さんご承知の通り、確認事項ということを書いています。

と云うのはこれもあまり質問の状態では今ないな、というようなことを踏まえて確認だけしたいなという意図でございました。

ただ、簡単でもいいから質問の形を取ってほしいというようなことでしたので、一応改めて簡単な質問をします。

2番目の1つ目はNPO法人はちらぼの経営改善計画の提示の要望です。

これは過去3回に亘ってはちらぼの経営全般について議論し、あるいは提案していますが、その後どのように取り扱われ、どのようになっているかお知らせください。

私の希望としては、6月でも言ったつもりですけども、この度の決算議会までにその改善計画等があれば、お知らせして改善計画を立てていただきたい、こういう風なことを言っています。

それで簡単にと云うことで、ここまでであったんですけども、この改善計画の状況なり方向性が分からないので、この度は一般質問の形は改めて取らないと、よろしく状況をお知らせくださいということ、最初出しておりました。

そうですけども、その後9月4日、NPOはちらぼから提出された業務改善計画、これ町の方に7月中に提出されているんですけども、これの写しをいただきました。

内容は理事会の運営方法等の4項目から構成されていました。報告書の分析も必要ですので、この度、先程も言いましたように、正式な質問は次回にさせていただきたい、という風なことを言いました私。

もし出来れば、町長からその状況等お知らせいただければ、次回のためによりよく一つお願いしたいと思えます。

それから2番目の2なんですけども、多面的機能支払制度の交付金の返還に伴う訴訟事件について、その後の手続き、動きについてお知らせくださいと、この点についても私この原稿を今読んでいますけども、ここに行政報告あるいは他の議員から一般質問あれば、これは取り下げしてくださいと書いてありますが、簡潔でもいいからという風なことがありましたので、大体今話したような今の状況、この後の動きという風なことにはなろうかと思えますけども、ただそれとこの訴訟の出発点は、6月議会の町長の行政報告の中で知っておりますけども、八郎瀧保全会の言い分として、いわゆる債務が不存在だと、債務はないんだという風なことで、これ訴訟起きてこの題名は私が今考えたのではなくて、その時の行政報告の中から紹介された題名ですから、これのために町の方では答弁なり説明書を書いて持参してるはずですので、このいわゆる何故債務がないと最初の段階では、配分の仕方が納得しないという風なことで、大部やったように思います。

夜叉袋自体の説明会の資料なんか見たことあります。ということは返すことに同意をしてるのかなという感じがありましたけども、今の段階で言いますと、訴訟の段階では返す債務は存在していないという言い方をしています。

だから、配分の仕方とか何かじゃない訳ですね。このいわゆる債務存在しないということに対して、町は当然書いたものを出してくださいとやってると思うから、そこいら辺もし出来れば、何に基づいて我々は返済する必要がないんだということを言っているのか、この点だけ、後書いてませんから余計なことは言いません。

よろしく願います。

議長 村井 剛 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 近藤議員のご質問にお答えいたします。
始めに、新型コロナウイルス感染症の第2波は、首都圏をはじめ全国に拡大しております。

県では感染状況に応じた感染警戒レベルを5段階中、9月もレベル2の強い注意喚起で継続しており、町対策本部では、このレベル2を基準に対策を講じております。

現在、施設利用では3密対策を講じ、クラスター（集団発生）を防止するために施設の

利用人数を制限し、また、利用者が感染症予防対策を講じることを条件に、全施設の利用を可能にしております。

各施設には、予防対策のための注意事項や協力事項を提示しております。

なお、今後県レベルを変更した場合や感染拡大状況を注視しながらの対策となりますので、対策本部は休日を問わず必要に応じて開催する体制としており、迅速な対策に努めております。

また、町民への感染症予防対策や施設利用については、ホームページと町広報で周知し、緊急を要する場合は、防災行政無線で周知することを基本としております。

近藤議員が述べられた、関係機関・団体等への周知は、所管する担当課において会議等や団体の代表者への周知を考えております。

また、施設別の利用を分かりやすくするために、一覧表にするなどの工夫をして参ります。

なお、県を超えて移動をされる方についても、県で示している対策を基準にホームページで周知することとしています。

次に、NPO法人はちらぼからは令和2年7月30日付けで経営改善計画を受け取っています。

内容は今の方向性としては人件費の圧縮のため、退職者の補充を行わない、各分野のスタッフをワンチーム化して補完する一方で、弁当・総菜のバリエーションの強化、お客様の需要に応える対応により、売上増を目指し、赤字圧縮を目指すとのこととございます。

また、町づくり活動について町内各団体と連携した経済と賑わいづくりへの挑戦などを目標とするといった回答をいただいております。

次に、訴訟事件のその後の動きであります。6月19日に第1回、7月29日に第2回口頭弁論がありました。

第1回では原告、八郎潟保全会からの訴状に対し、被告、八郎潟町の答弁書を提出し、それに対し原告は反論するかと問われ、反論の準備があることで閉会しました。

その反論書について7月28日に内容を確認することとなり、それに対する反論書の提出は裁判所からまだ求められていません。

第2回口頭弁論では、裁判官から本題に入る前にそれぞれの保全会の発足経緯等について、原告被告双方に資料の提出を求め閉会しております。

第3回は本日11日午後3時を予定しております。以上でございます。

9番 近藤美喜雄 先程、何回も言っているように書いたものではありません。後これでおしまいなんですけども、ただ訴訟の題目がいわゆる債務は我々には義務はない、という風なことから始まって起こしてまして、それに対して町の方ではいやそうじゃないよ、ということ言っているとと思うので、それは何故ないと言っているのか、もし状況だけで書いたものでなくても結構ですので、もし分かればその点をちょっと教えていただきたいと思っております。

議長 村井 剛 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 債務不存在ということとございますが、本来であれば返還義務が生じるのは八郎潟広域環境保全会であります。

村井会長言うには、その会はまだ存在していると、新しく出来た八郎潟保全会は要するに我々は返す義務はないと、そこからきたものだと思います。以上です。

9番 近藤美喜雄 はい、分かりました。これで終わります。どうも有難うございました。

議長 村井 剛 これにて、9番 近藤美喜雄君の一般質問を終わります。
次に、6番 北嶋賢子君の一般質問を行います。6番 北嶋議員。

6番 北嶋賢子 議席番号6 日本共産党の北嶋賢子です。項目で3項目程質問を提出しております。質問の前に、昨年9月議会は夫の急逝で何日かの欠席をさせていただきました。コロナ禍の中で夫の実家の福島からも来ることなく、息子達の家族で一周忌を終えました。古い墓地を整備して、新しくたかおか霊園に収まっています。息子達にお父さんにはどんな字が似合うかと聞きました。

そしたら、二人共そろって和が良いと言いました。平和の和です。墓石に和という字を彫ってもらいました。私達がたかおか霊園に移ったことで、何軒かの問い合わせがありました。まだ残っているべか、という風な問い合わせがあったので、おそらく後でまた役場の方には連絡あると思っております。

相続等も全部終えて、長男が我が家の13代目の世帯主となりました。農業やる気で集落の皆さんから指導を受けて助けてもらって、今実りの秋を迎えています。

それでは通告した順に質問をして参ります。よろしくお願いたします。

コロナ禍の中でインフルエンザの予防接種を全町民に、これ(イ)としてインフルエンザの予防接種を全町民にと題しました。

中央保健所管内にもコロナの陽性者が発生してしまいました。町内に1人でも発生した場合の検査体制の確立と行政の対応は如何になっているのか、例えば、私がコロナの陽性になった場合に、検査体制の確立と町の行政の対応はどのようになっているのか、それを知りたいと思います。

そして、これから寒くなりインフルエンザの流行を抑えるために、全町民対象にワクチンの接種を、という風に題しました。

この間テレビでお医者さん達が対談をしていました。コロナを防ぐためにも是非ともインフルエンザの予防接種をしたほうが良いと、このように言っていました。

恥ずかしいことに、私は未だに一回もインフルエンザの予防接種をしたことがありません。母親にはもう毎年、施設に入る前からインフルエンザの予防接種に連れて歩いてきましたが、私はまだこれまでしたことがありません。

ですからやっぱり、あちこちでインフルエンザの予防接種をした方が良いと言う風なことを聞きますので、これ町の方で実施したらどうかと思って取り上げてみました。

(ロ)として、少人数学級の実現で教職員の増を、子供たちの現状から手厚く柔軟な教育の必要性が生じています。

長期休校のために学習量が多くなり、ついて来る子と来れない子の完全な二極化になったと言われています。マスクをしているので、子供たちの表情が分からない、分かったふりをしないでわからないと言ってほしい、と先生たちの悲鳴が聞こえてきます。

コロナウイルスは強かで長期戦になってしまいました。昨日も東京で200人台の陽性者が出ています。感染対策上の矛盾を解決するため、少人数学級等の条件整備が必要だと思えます。

子供たちは群れて遊んで育ちます。分散登校や身体距離を子供の学校生活の全部に求めないで、最初からクラスの人数が少ないと距離感も出ますし、教員の増も必要になってきます。

教育環境整備にもなり、20人学級が子供たちへの大きなプレゼントになると思えますが、と言うことでイの(ロ)にしました。

No.2です。グリホサートの禁止で安全な食料と農民、生産者の健康の確保を、と題しました。

現在日本では、収穫前的大豆に散布をすることによって、雑草が枯れて機械作業が改善され、品質の向上が狙える方法として、農水省が使用を許可しています。

農薬企業が推奨し、ホクレンが宣伝、農家が使用してきました。そのホクレンの大豆からグリホサートが検出されました。危険な農薬、という認識が少なく、飛散しにくい散布ノズルを使用するので、マスクなしで散布しています。

農道等圃場周辺での使用から使い道が広まっています。

再三のホクレンへの公開質問状では返事がきませんでしたけども、3度目の公開質問状でホクレンから事実上禁止の回答が出ました。グリホサート除草剤やネオニコチノイド系殺虫剤の危険性等、農薬散布の最初の被害者は農民、生産者です。健康を守るためにも農薬への弊害を学び、町としても使用禁止を呼びかけた方が良いと思うのですが、この検査は農民連の農民運動全国連の本部に、食品分析センターというのがある、中国からの輸入の割り箸とか、そういったのにどれほどの農薬が入っているのか組織を調べている施設でもあります。これが2番です。

3として、旧庁舎解体にはアスベスト対策を万全に、日本で石綿粉塵に対する本格的な規制が行われたのは、1971年の特定化学物質等障害予防規則からでした。

欧米に比べて30年から40年もアスベストに対する規制が遅れたために、健康被害が拡大しました。私の友人の中にも、中皮腫というか肺癌になって亡くなった方がいます。

石綿含有建材を使った建築現場に対する規制が定められたのが、阪神大震災後の1996年になってからです。中には猛毒の青石綿が含まれている工事現場もありました。

新庁舎の完成後に旧庁舎の解体工事が始まると思います。工事関係者や地域住民に施工主として、最大の配慮をお願いしたいと思います。

以上です。よろしくお願いたします。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 北嶋議員のご質問にお答えいたします。

8月25日、県は秋田中央保健所管内の方が新型コロナウイルスに感染したことを発表しました。管内では初めての感染者となり、濃厚接触者のPCR検査を実施し、家族の方2名が陽性と判定されました。

その後、新たに1名が陽性と判定され、管内感染者は4名になっております。検査対象者は、主にあきた帰国者・接触者相談センターで受付し、管轄する保健所で検査の有無を決定しております。

また、濃厚接触者についても管轄する保健所で調査を実施し検査をしております。

検査体制については、県が主導しPCR検査を実施しており、検査件数の拡充と検査実施の仮設診療所を増設しております。

しかしながら、インフルエンザの流行期には、多数の発熱患者が発生し、また、新型コロナウイルス感染症の流行も懸念されます。

医療機関では、症状からの判断は困難ともいわれており、院内感染を防止しつつ、発熱患者の診療・検査を行う体制を検討していく必要があります。

厚生労働省では、その体制整備を取りまとめており、これを基準に県・市町村及び関係機関が連携して対策を講じることになります。

同省では、インフルエンザ予防接種のワクチンの供給量が約6,300万人分であり、国民全員分に及ばないことから重症化リスクの高い65歳以上の高齢者、高齢者ではないが重症化するリスクの高い持病のある方、妊娠している方、小学生低学年までの子供を優先することにしています。

町では、この基準に沿って優先的な接種対象者への呼びかけを重点的に行い、また、全町民を対象とした呼びかけも行います。

なお、政府が優先する対象者のうち、町で助成をしていない妊娠している方の支援など、町で実施できる対策について、検討することになります。

次に、大豆栽培の除草に使用される除草剤グリホサートが含まれているものがありますが、この除草剤は農薬取締法により使用方法、散布時期及び使用量が定められ農薬登録されています。

登録に当たっては、使用時の安全性農薬としての効果はもちろんのこと、農薬を使用して栽培された作物、またはそれら作物を飼料の用に供して生産された畜産物を摂取する人への安全性については、残留農薬基準を満たすことや、環境への影響に関しては、水質汚濁、土壌、水産動植物への被害防止に係る農薬登録基準に抵触しないことが必要となり、これらの基準に照らして使用基準、使用方法、回数、時期を設定する必要があります。

北嶋議員の言われるグリホサートを含んだ除草剤やネオニコチノイド系殺虫剤の使用禁止の呼びかけについては、国の基準を満たしている商品である以上、その使用禁止の呼びかけはできません。

町としては、農薬散布時にはマスクの使用や手袋等の防護、圃場付近の人や作物等に被害が及ばないように、農薬散布時の使用基準を遵守してほしいと思います。

次に、平成30年11月22日に、秋田市の株式会社秋田分析コンサルタントと役場庁舎アスベスト分析調査業務委託を契約し、翌年2月15日に業務を終えております。

その結果、北側庁舎外壁の吹付け材、ボイラー室内の一部配管、床タイルもしくは接着剤に、クリソタイルが検出されました。いずれも非飛散性であり、含有レベルは3段階の高い方から数えて2番目・3番目でございました。

現庁舎の解体は、令和4年5月に新庁舎に移転した以降から手続きを始めます。

解体工事を発注する際には、環境省が示しているアスベスト廃棄物の適正処理について、及び非飛散性アスベスト廃棄物の取扱に関する技術指針を遵守した解体工事業者を適切に指名し、特に来庁者及び周辺には被害が及ばないよう、細心の注意を払いながら工事を進めて参ります。

議長 村井 剛 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 少人数学級の実現について、北嶋議員のご質問にお答えいたします。本町には、TT指導や少人数指導など、指導方法工夫改善のために県費で加配されている教員が、中学校には数学科で1名、小学校には理科専科教員1名と1年生に16時間非常勤講師は配置されております。

中学校では、特に数学科や英語科で少人数指導あるいは習熟度別指導のために1C2T、あるいは1C3Tによる授業、つまり1クラスに2人あるいは3人の教員で役割を分担しながら授業を行う場合もあります。

小学校におきましても、学級担任外の教員が入り、算数科や英語科で1C2T授業を実践しております。

学級編制基準は、小学校1年生だけが35人学級、そのほかは40人学級と定められ

ており、職員定数は小学校が学級数プラス1名、中学校で学級数プラス4名と定められております。

すべて少人数学級として運用するためには、町単で学級数分の教員を雇用する必要があります。

財政面での負担が非常に大きいものとなります。以上です。

6番 北嶋賢子

はい、有難うございました。コロナ禍の中では基準に沿って対策が取られると思います。そして農薬なんですけれども、学校給食用のジャガイモ30キロ蒔きました。

ジャガイモというのは葉っぱが茂るから下から草が生えてこないんです。ところが今年はずんとう虫が大発生したために、葉っぱをずんとう虫が食べちゃって、骨だけになっちゃってそしてその下から日が当たるものだから、雑草が生えてきました。

畑として使ってるんですけども、地名は田んぼになっています。ですから減反対象になって届けはしたんですけども、結局、減反調べに来た時に、30キロもメークイン蒔いたはずなんですけども本当に蒔いたんだか、このように言われてしまいました。

仕方ないから、全部草を刈ってそして一旨だけ起こしたんですけども、あと疲れてしまって、そしたら長男がもういい、トラクターで全部起こすからって、そのようにして今年の給食のメークインは家のは無いと思います。

他の人のメークインになると思います。だから農薬は体に悪いから使いたくないんです。でやっぱり農薬が体にいい農薬ってないもんですけども、この農薬に関しては国の方で認めている農薬なものだから、極力やっぱり少なくして使ってもやむを得ないと思うけども、極力やっぱり農薬は少なくしてやっていけたらなと思って、質問の中に入れました。

給食の野菜作ってるんですけども、農薬を使わないとキャベツも白菜も青虫が付いて骨になってしまいます。だから私は大潟村にはモンシロチョウが来ないから、なるべく大潟村の田んぼの脇の方に、キャベツ、白菜を植えているんですけども、給食の仲間の中にも農薬が使えないから離れていきたい、という人も中にはいます。

そうすれば農薬使えるとジャスコでも何処でも出せるから、だからそこら辺ちょっとね致し返しで、私らもだんだん年取ってきてるもんだから、これからの課題だなと思ってます。

この農薬に関してと、後はコロナもだし、そしてアスベストも基準内で周辺に迷惑かからないようにやる、というご答弁を今町長から言われました。

ですからそれなりに基準に沿ってやっていただきたいと思います。特別に再質問という形はありません。だから子供たちの安全のために、当局でも頑張ってくださいと思います。終わります。

議長 村井 剛

これにて、6番 北嶋賢子君の一般質問を終わります。

以上で全ての一般質問を終わりました。

これより、各常任委員会を開いていただきます。

最終日9月18日は午後3時より本会議を開催いたします。

本日の会議はこれをもって散会いたします。大変ご苦勞様でした。

(閉会 午後2時45分)

令和2年八郎潟町議会9月定例会 会議録

第9日目 令和2年9月18日(金)

議長 村井 剛 大変ご苦労様です。
ただいまの出席議員は11名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会9月定例会は成立いたしました。
これより、本日の会議を開会いたします。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長
教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第1、本会議で各常任委員会に付託された議案等について、各常任委員長の報告
を求めます。
始めに、総務産業常任委員長 伊藤敦朗君の報告を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤敦朗 (総務産業常任委員長報告 別紙報告書のとおり)

議長 村井 剛 次に、教育民生常任委員長 石井清人君の報告を求めます。

教育民生常任委員長 石井清人 (教育民生常任委員長報告 別紙報告書のとおり)

議長 村井 剛 これより各常任委員長報告に対する質疑を行います。
まず始めに、総務産業常任委員長 伊藤敦朗君の報告に対する質疑を行います。質疑
ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑がないようですので、総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。
次に、教育民生常任委員長 石井清人君に対する質疑を行います。質疑ございませ
んか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑がないようですので、教育民生常任委員長に対する質疑を終わります。
これにて、各常任委員長に対する質疑を終わります。
次に、各議案に対する討論並びに採決を行います。
日程第2、議案第46号 八郎潟町手数料条例の一部を改正する条例について、討論
を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第46号について、委員長の報告は可決で
あります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第3、議案第47号 八郎潟町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関す
る条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第47号について、委員長の報告は可決で
あります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第4、議案第48号 令和2年度八郎潟町一般会計補正予算(第6号)につ
いて、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第48号について、委員長の報告は可決で
あります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第5、議案第49号 令和2年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(

第2号) について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第49号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第6、議案第50号 令和2年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰入れについて、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第50号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第7、議案第51号 令和2年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第51号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第8、議案第52号 令和2年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第52号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第9、議案第53号 令和2年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第53号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。ただいまから、各会計の決算認定の議案について採決に入りますので、渡邊代表監査委員から出席していただきます。
暫時休憩いたします。

(休 憩)
(渡邊代表監査委員着席)
(再 開)

議長 村井 剛 再開いたします。次に、日程第10、認定第1号 令和元年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。認定第1号について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)

- 議長 村井 剛 起立多数であります。よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に、日程第11、認定第2号 令和元年度八郎潟町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。認定第2号について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。
次に、日程第12、認定第3号 令和元年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。認定第3号について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。
次に、日程第13、認定第4号 令和元年度八郎潟町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。認定第4号について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。
次に、日程第14、認定第5号 令和元年度八郎潟町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。認定第5号について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。
次に、日程第15、認定第6号 令和元年度八郎潟町上水道特別会計決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。認定第6号について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。
ここで、渡邊代表監査委員より退席していただきます。大変ご苦勞様でした。
暫時休憩します。
(休 憩)
(渡邊代表監査委員退席)
(再 開)
- 議長 村井 剛 再開いたします。
次に、日程第16、陳情について、討論・採決いたします。

陳情 受理番号第5号 森林環境譲与税を活用した森林整備の推進等に係る陳情書について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。陳情受理番号第5号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって、受理番号第5号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。
次に、陳情 受理番号第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。陳情 受理番号第6号について、委員長の報告は、採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって受理番号第6号は委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定しました。
陳情 受理番号第7号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める陳情について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。陳情 受理番号第7号について、委員長の報告は、採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)

議長 村井 剛 起立多数であります。よって、受理番号第7号は委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定しました。
次に、日程第17、選挙第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について、を上程いたします。
秋田県後期高齢者医療広域連合規約第9条第3項の規定により、1名を選任するものであります。
暫時休憩いたします。
(休 憩)
(再 開)

議長 村井 剛 再開いたします。
お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認めます。従って、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。
お諮りいたします。指名の方法は議長が指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認めます。従って、議長が指名することに決定いたしました。
秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に、八郎潟町長 畠山菊夫君を指名いたします。
お諮りいたします。ただ今、議長が指名いたしました八郎潟町長 畠山菊夫君を秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選人と定めることに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認めます。従って、ただ今指名いたしました八郎潟町長 畠山菊夫君が

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。
次に、お手元に配布してあります資料のとおり、追加日程が1件あります。
このことについては、9月15日議会運営委員会を開催しております。
議会運営委員長の報告を求めます。はい、2番 柳田議員。

議会運営委員長 柳田裕平 私から9月定例会の追加日程を審議いたしました、当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告いたします。
15日、午前9時30分から第一委員会室において委員会が開かれました。今定例会の初日に、教育民生常任委員会委員長の互選について、を上程したところ委員長に石井清人議員が互選され、その場で委員会の許可を得て石井議員の方から副委員長を辞任しております。
その結果、教育民生常任委員会副委員長が現在欠員となっておりますので、教育民生常任委員会副委員長の互選について、を日程に追加し上程することに決定しました。
以上、議会運営委員会のご報告といたします。ご審議のほどよろしく願います。

議長 村井 剛 議会運営委員長報告のとおり、日程に追加することにご異議ございませんでしょうか
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認め、追加日程第2、教育民生常任委員会副委員長の互選について、を上程いたします。
八郎潟町議会委員会条例第8条第2項の規定により、正副委員長は委員会において互選することとなっております。
これより教育民生常任委員会を第一委員会室において開催していただきます。
暫時休憩いたします。

(休 憩)
(再 開)

議長 村井 剛 会議を再開いたします。
教育民生常任委員会副委員長に、北嶋賢子君が互選されましたので、ご報告いたします。
以上、今定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。
これをもって、八郎潟町議会9月定例会を閉会いたします
大変ご苦勞様でした。

(閉会 午後4時)

会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議会議員

議会議員

